

平成27年度

男女平等参画の推進に関する年次報告書

港区

目 次

第Ⅰ部 平成27年度年次報告書の作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告	3
(1) 計画の体系	3
(2) 年次報告の作成の趣旨	3
計画全体の体系	4

第Ⅱ部 平成27年度 男女平等参画行動計画事業実績

1 目標1	9
2 目標2	37
3 目標3	59
4 目標4	81

第Ⅲ部 港区男女平等参画推進会議答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成27年度 事業実績の評価について	93
---------------------------------------------------	----

《資料》

1 港区男女平等参画条例	115
2 港区男女平等参画条例施行規則	121

第 I 部

平成 27 年度年次報告書の作成にあたって

第 I 部 平成 27 年度年次報告書の作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告

(1) 計画の体系

「第 3 次港区男女平等参画行動計画—広げよう 男女平等—」（以下、「行動計画」という。）は、港区男女平等参画条例第 3 条の 6 つの基本理念に則って、条例の目標である男女平等参画社会の実現のために 4 つの目標を次のように定めています。

- | | |
|------|-------------------------|
| 目標 1 | ワーク・ライフ・バランスを推進する |
| 目標 2 | あらゆる場における男女平等参画を推進する |
| 目標 3 | 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する |
| 目標 4 | 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する |

これらの目標を達成するために、18 の課題を設け、それぞれに施策の方向を掲げ、施策の実現のために 160 の事業を定めました。その中で、男女平等参画社会の実現のために重点的に推進していく事業を【責任項目】と位置づけました。〔計画全体の体系参照〕

行動計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 6 か年です。

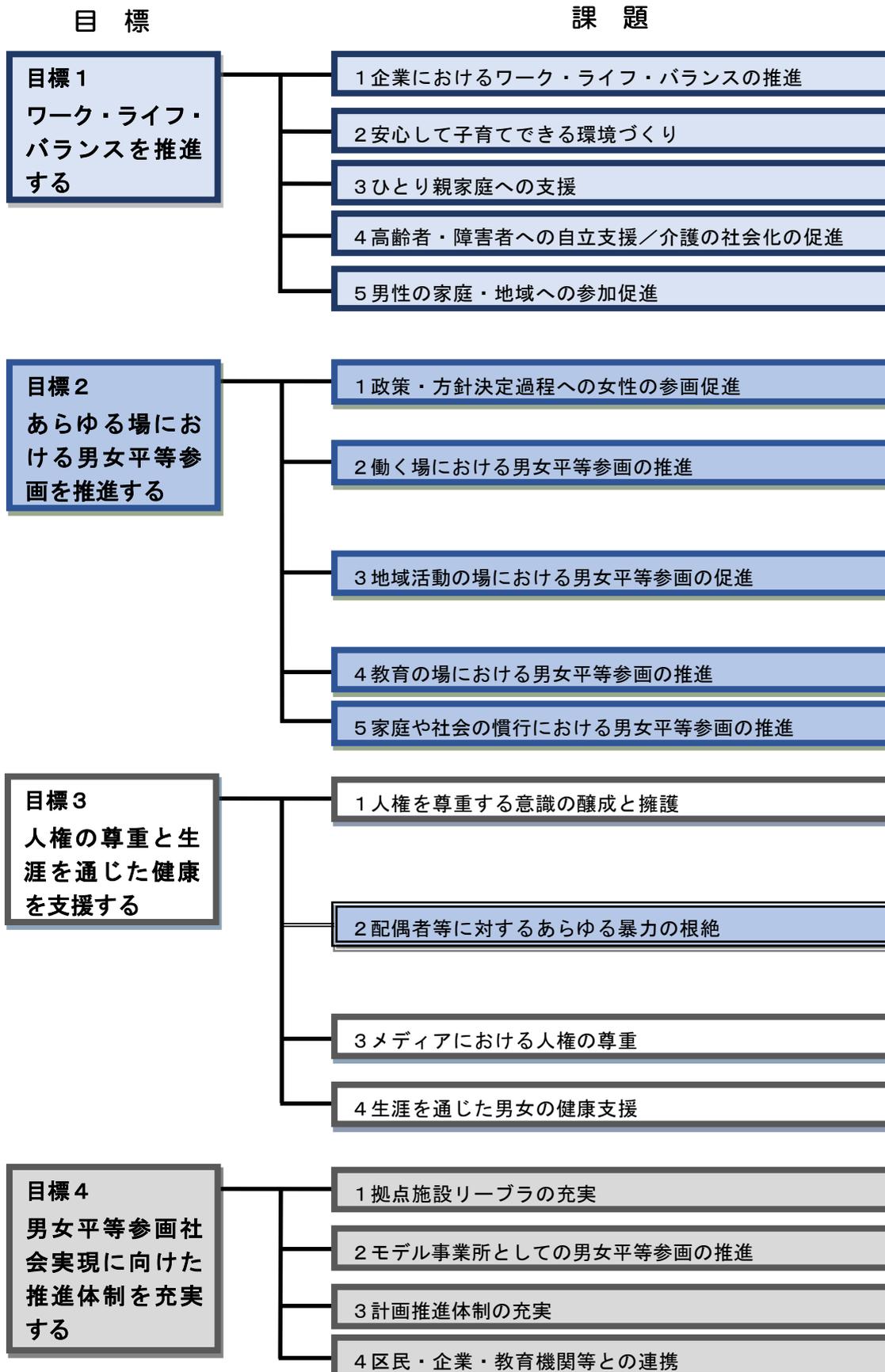
(2) 年次報告の作成の趣旨

港区男女平等参画条例第 13 条では、「区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。」とし、年次報告書の作成・公表について規定しています。

年次報告は、行動計画の計上事業の実施状況をまとめたものです。行動計画に関わる全ての事業について、各所管課が平成 27 年度目標及び平成 27 年度実施・進捗状況について記載しています。

年次報告は、行政内部の判断資料とするだけでなく、積極的に公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深め、男女平等参画社会実現に向けた役割を共に担っていくための共通の情報として活用していくものです。

計画全体の体系



施策の方向

1	ワーク・ライフ・バランスの理解促進	責任項目 1
2	男女の多様な働き方の支援	
1	保育環境の充実	
2	地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	
1	ひとり親家庭への支援	
1	高齢者・障害者の自立支援	
2	在宅介護を担う男女に対する支援の充実	
1	男性の長時間労働の見直しの促進	
2	男性の家庭・地域への参加のための支援	責任項目 2
1	審議会等委員の男女バランスへの配慮	責任項目 3
2	女性のエンパワーメント支援	
3	企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	
1	女性の就労支援	責任項目 4
2	企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	
3	在勤者への働きかけ	
1	地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	
2	国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	
3	誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	
4	防災分野における男女平等参画の推進	
5	環境分野における男女平等参画の推進	
1	幼少期からの男女平等参画の推進	責任項目 5
2	生涯学習における男女平等参画の推進	
1	家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	
1	あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	
2	あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	
3	性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	
1	暴力防止教育と啓発	責任項目 6
2	早期発見体制の充実と相談機能の強化	
3	被害者を安全に保護する体制の整備	
4	被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	
5	子どものケア体制の充実	
6	相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	責任項目 7
1	メディア等における性別による差別解消への働きかけ	
2	メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	
1	年代に応じた男女の健康づくりの支援	
2	互いの性や健康に関する理解の促進	
3	女性の生涯を通じた健康支援	
1	区民に親しまれる施設としての機能の充実	責任項目 8
2	男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	
1	庁内における男女平等参画の推進	
2	区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	
1	男女平等参画に関する広報・啓発の充実	
2	組織の連携	
1	区民・企業・各種団体等との連携	

□内は、港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」部分。

第 II 部

平成 27 年度 男女平等参画行動計画事業実績

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向

事業名

課題 1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

責任項目 1

- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進
- 2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】
- 3 企業・事業者向け講座・講演会の開催
- 4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知
- 5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用
- 6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実

2 男女の多様な働き方の支援

- 7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発
- 8 仕事と家庭の両立支援事業の実施【拡充】
- 9 両立支援制度の周知
- 10 年次有給休暇等の取得促進への啓発
- 11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進

課題 2 安心して子育てできる環境づくり

1 保育環境の充実

- 12 保育施設の充実【拡充】
- 13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実【拡充】
- 14 一時預かり事業の充実【拡充】
- 15 みなと保育サポート事業の充実【新規】

2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備

- 16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施
- 17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進
- 18 子ども家庭支援センター事業の充実
- 19 子育てひろばの充実【拡充】
- 20 育児サポート子むすびの実施
- 21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実
- 22 幼稚園教育の充実【新規】
- 23 幼稚園での子育てサポート保育
- 24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実
- 25 子育てセミナーの充実
- 26 家庭教育学級（自主）の実施【新規】
- 27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施【新規】
- 28 よちよち子育て交流会の実施【新規】
- 29 ほっとひといき子育て支援事業の実施【新規】
- 30 子育てあんしんプロジェクトの実施
- 31 子育て王国基金の運営実施
- 32 放課後等の居場所づくりの推進【拡充】

課題 3 ひとり親家庭への支援

1 ひとり親家庭への支援

- 33 ひとり親家庭等医療費助成
- 34 ホームヘルプサービスの充実
- 35 休養ホーム事業の実施
- 36 児童育成手当等の支給
- 37 母子生活支援施設入所実施
- 38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【拡充】
- 39 児童扶養手当の支給
- 40 ひとり親就労支援の実施

課題 4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進

1 高齢者・障害者の自立支援

- 41 高齢者の就業支援
- 42 障害者の就労自立支援
- 43 老人クラブの育成と運営助成
- 44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがづくりの応援
- 45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援
- 46 家庭訪問保健指導の実施
- 47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施
- 48 自立訓練（機能訓練）事業の実施
- 49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施
- 50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築
- 51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施
- 52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施【新規】

2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- 53 介護保険制度の普及・啓発
- 54 介護人材の確保・支援
- 55 施設入所介護サービス等の充実
- 56 通所介護サービス等の充実
- 57 ショートステイの充実
- 58 緊急一時保護の実施

課題 5 男性の家庭・地域への参加促進

1 男性の長時間労働の見直しの促進

- 59 稼働年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小【新規】
- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）

2 男性の家庭・地域への参加のための支援

- 60 男性向け講座の充実【新規】
- 61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援【新規】

責任項目 2

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進 【人権・男女平等参画担当】 【責任項目1】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
		3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
		4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>新規認定5社 更新企業19社 継続認定とあわせて計36社</p>	<p>平成27年4月20日から7月17日まで新規申請を受け付け、5社から申請を受け、5社すべて認定しました。</p>	<p>新規認定5社 更新企業7社 継続認定とあわせて計39社</p>
<p>【契約管財課】 多くの事業者のワーク・ライフ・バランスの理解促進に向け、区との契約企業者に対する働きかけを実施するとともに、制度の改善に努めます。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【契約管財課】 平成27年度における特別簡易型総合評価方式による契約実績は、4件でした。区内事業者優遇策拡充の一環として、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点の評価点を増やしました（1点から2点に変更）。平成27年度までは、特別簡易型総合評価方式による入札は、工事契約のみを対象として実施していましたが、平成28年4月以降の長期継続契約を適用する業務委託契約への導入に向け、入札・契約制度を整備しました。また、プロポーザル方式における事業候補者選考の際、ワーク・ライフ・バランス推進（東京都、国の認証も対象）を評価項目として加点することを条件としました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットはもちろん、広報紙やホームページ等での周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p>	<p>【契約管財課】 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>【産業振興課】 関係機関と連携しセミナー等を開催し、多様な働き方について周知します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 事業者向けに労働法を中心とした講座を実施する予定はありません。企業に勤める男性管理職向けに若手社員の家事・育児参画への理解を深める「イクボス」講座、介護と仕事の両立等の講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着と性別役割分担意識の解消を図ります。また、企業向け出前講座の開催を広く周知の上で実施し、女性の活躍推進・健康と生涯キャリア・自律自走のキャリアプランなど豊富なプログラムを案内します。</p>	<p>【産業振興課】 ハローワークと共催している就職面接会の前に労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを2回開催しました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区内事業所向けの研修を5件開催しました。社会的に注目を集め、企業経営の課題として挙げられるものなど、主に6つのテーマに対応していますが、そのうち、ハラスメント予防（1件）、女性活躍推進（1件）、ワーク・ライフ・バランス（1件）、女性の健康とキャリア（1件）、介護と仕事の両立（1件）と実施したテーマが多様でした。株式会社、法人会、労働組合など実施先の形態も多様であるため、各組織で抱える問題が多様化していることから、寄せられる要望や提供する研修内容への希望の多様化が顕著でした。</p>	<p>【産業振興課】 関係機関と連携しセミナー等を開催し、多様な働き方について周知します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 提供可能な研修メニューは平成27年度と変わらず6つとしますが、いわゆる女性活躍推進法の施行にあわせて、この分野への関心が高まっていることや、ワークライフバランスも子育てだけでなく介護を射程としたものに関心が高まる状況も踏まえて、区民のニーズに合致した研修を展開していきます。</p>
<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【産業振興課】 労働法に関するルールをまとめた「ポケット労働法2015」を3,000部作成し、各地区総合支所等関連施設で窓口配布したほか、新成人にも郵送し周知を図りました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正及び男女平等参画に関する苦情等申出制度等については、男女共同参画週間パネル展（6月18日～26日）で広く周知しました。</p>	<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用 【産業振興課】	
			6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実 【産業振興課】	
	2 男女の多様な働き方の支援		7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発 【人権・男女平等参画担当】	従業員100人以下の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及啓発とあわせて両立支援に関するノウハウを積極的に提供し、計画の策定へ向けた啓発を進めます。
			8 仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】	中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。あわせて、男性の育児参加を進めるため、男性の子育て支援・介護支援奨励金を交付します。
			9 両立支援制度の周知 【人権・男女平等参画担当】	中小企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、事業者へ幅広く、効果的に広報活動を行い制度の周知・活用を図ります。
			10 年次有給休暇等の取得促進への啓発 【人権・男女平等参画担当】	国基準以上の就業規則の設定、残業の減少、サービス残業の解消、年次有給休暇の効果的取得促進等の情報提供を通して啓発していきます。
			11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進 【人権・男女平等参画担当】	育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用を啓発を通して働きかけます。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けた企業のワーク・ライフ・バランス導入へ創意工夫した点を取り上げ、より多くの企業が実践できるよう広く周知するとともに、企業がワーク・ライフ・バランスの実行計画を立てやすくなるようその普及啓発を図ります。</p>	<p>2016年版として、500部印刷し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けた企業を3社取り上げました。3社のワーク・ライフ・バランスの取組について、成功のコツを紹介するとともに、実践のためのポイントをわかりやすく解説しました。また、区の中小企業を対象としたワーク・ライフ・バランス支援制度を詳しく紹介し、関係行政部署をはじめ、勤労福祉会館来館者、希望者等に配布しました。</p>	<p>主に中小企業経営者、人事担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランス導入の中小企業特有の課題を分析し、経営者、人事担当者等が理解し実践できる内容と、ワーク・ライフ・バランス導入に成功した企業例、区、都、国などのワーク・ライフ・バランス支援策などを取り入れたハンドブックを作成し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスを導入した経営が企業成長に不可欠であることを中心に、講演会、パネルディスカッション、経営セミナー、経営講座を開催し、企業のワーク・ライフ・バランス導入前・後における具体的な相談に対して、きめ細やかなアドバイスを行う個別相談会を開催するなど、その支援を図ります。</p>	<p>11月に、人権・男女平等参画担当と共催で「みんなとワーク・ライフ・バランスフォーラム」を実施し、推進企業認定書交付式、講演会及びパネルディスカッションを行いました。10月と11月に、ワーク・ライフ・バランス経営講座と個別相談会を行い、ワーク・ライフ・バランスを導入した経営効果などを講義するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組に関する具体的な諸問題に対して、専門家からアドバイスを行いました。女性活躍推進の観点から、ワーキングマザーと会社経営の関係をワークショップ形式でセミナーを行いました。</p>	<p>講演会、個別相談会の開催の他、ワーク・ライフ・バランス専用のホームページにより周知を行います。出前によるワーク・ライフ・バランス相談を実施し、企業の相談の負担を軽減するとともに、専門家による適格な企業分析を通じて、具体的な問題の解決を図ります。また、100社程度の中小企業経営者に対して、アンケート調査を行い、ワーク・ライフ・バランス推進への資料とします。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>区内事業所2,287社にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のパンフレットを送付し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として新規認定された5社を男女平等参画情報誌オアシス47号、港区ホームページ等で紹介しました。ワーク・ライフ・バランス認定企業に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促しました。</p>	<p>区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>申請件数：子育て支援奨励金0社（申請可能期間の開始日が平成28年度のため）、配偶者出産休暇制度奨励金5社、介護支援奨励金1社、男性の子育て支援奨励金2社、男性の介護支援奨励金1社</p>	<p>子育て支援奨励金 0社 配偶者出産休暇制度奨励金 6社 介護支援奨励金 0社 男性の子育て支援奨励金 0社 男性の介護支援奨励金 0社</p>	<p>申請件数：子育て支援奨励金2社、配偶者出産休暇制度奨励金5社、介護支援奨励金1社、男性の子育て支援奨励金2社、男性の介護支援奨励金1社</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなと、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>区内企業等2,287社にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のパンフレットを送付するなど周知しました。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>広報みなとに子育て両立支援に係る記事を掲載し、継続的に周知しました。平成27年度は、区内中小企業に対し、配偶者出産休暇制度奨励金6件を交付しました（子育て支援奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金は0件）。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	12 保育施設の充実【保育担当】	乳幼児人口の増加が顕著となっており、依然として保育需要が高まっています。待機児童は減少しているものの、いまだ解消には至っていません。安心して働き、子育てできる環境を整備するために、認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、緊急暫定保育施設の設置等により待機児童解消を推進するため、保育施設の充実を図ります。
			13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実【保育担当】	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、東京都認証保育所に区独自の補助を付加するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料とします。
			14 一時預かり事業の充実【保育担当】 【子ども家庭支援センター】	家庭における保育が困難な乳幼児を、一時的に保育する一時預かり事業を充実させます。
			15 みなと保育サポート事業の充実【保育担当】	パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、みなと保育サポート事業（定期利用保育事業）の充実を図ります。
	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備		16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施【健康推進課】	第1子で生後2か月～3か月の赤ちゃんと保護者の子育ての仲間づくりを目的とした参加者同士の交流会を行います。
			17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>区立認可保育園 1 園開設 私立認可保育園 4 園誘致 緊急暫定保育施設 3 か所新設</p>	<p>区立認可保育園：設置 1 園 私立認可保育園：誘致 4 園 緊急暫定保育施設：3 か所設置 緊急暫定保育施設のあり方について検討し、平成28年4月から港区保育室としました。</p>	<p>認定こども園 1 園実施 私立認可保育園：誘致 1 園</p>
<p>病児・病後児保育事業については、引き続き保護者を支援する事業を通して仕事と子育ての両立を推進します。年末保育、休日保育の継続実施。認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料の無料化。</p>	<p>病児・病後児保育事業については、感染症の子どもを隔離するスペースの新たな確保など稼働率を上げ、保護者を支援する事業を通して仕事と子育ての両立を推進しました。年末保育、休日保育の継続実施。認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助しました。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料化しました。</p>	<p>新事業として、訪問型病児・病後児保育事業の充実を図ります。また、既事業である病児・病後児保育事業についても保護者と子育ての両立を継続支援します。また、年末保育、休日保育の継続及び認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助していきます。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料の無料化を継続します。</p>
<p>【保育担当】 一時預かり事業 12か所 ※移行 1 か所あり（みなとほっとルーム→あっぴい芝浦）</p> <p>【子ども家庭支援センター】 みなとほっとルームの閉室にあわせあっぴい芝浦を開設し、定員増を図ります。</p>	<p>【保育担当】 一時預かり事業 12か所</p> <p>【子ども家庭支援センター】 平成27年9月のみなとほっとルームの閉室にあわせ、平成27年10月からあっぴい芝浦を開設しました。一時預かりの定員が17名から35名に増えたことで、需要の高い一時預かり事業が充実しました。</p>	<p>【保育担当】 一時預かり事業 12か所</p> <p>【子ども家庭支援センター】 引き続き、各施設のPRを行い安定した稼働に努め、一時預かり事業を充実させます。</p>
<p>【保育担当】 みなと保育サポート事業 5 か所</p> <p>【子ども家庭支援センター】 利用料免除制度の導入により、稼働率増を図ります。</p>	<p>【保育担当】 みなと保育サポート事業 5 か所</p> <p>【子ども家庭支援センター】 みなと保育サポート事業を利用する生活保護世帯、区民税非課税世帯について、利用料を無料とし、また、認可保育園、幼稚園などに在園する兄や姉がいる場合に、定期利用する第二子以降の利用料を無料としました。3施設とも稼働率が増えました。</p>	<p>【保育担当】 みなと保育サポート事業 5 か所</p> <p>【子ども家庭支援センター】 引き続き、各保育サポートでの安定した稼働に努めます。</p>
<p>うさちゃんくらぶと高輪地区うさちゃんくらぶを、子育て等の情報提供及び仲間づくりを目標に行います、各々年間12回（1回2コース）継続開催予定です。</p>	<p>平成27年度は「うさちゃんくらぶ」「高輪地区うさちゃんくらぶ」ともに月2回実施。二つの事業の参加延べ人数は平成26年度は1,528組、3,082人、平成27年度は1,480組、2,962人でした。いずれも減少傾向でした。</p>	<p>目的が同様の産後母子ケア事業の開始や地域での乳児や保護者を対象としたプログラムの充実もあるため、「うさちゃんくらぶ」「高輪地区うさちゃんくらぶ」を含めて母子事業を編成し整備します。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を充実していきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 乳幼児保護者からの、キッズプレイルームの使い方についての要望や、要望が多かったプログラム（リトミック）を開始するなど、利用者のニーズに応じていきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を充実していきます。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進 【各総合支所管理課】
			児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。
			18 子ども家庭支援センター事業の充実 【子ども家庭支援センター】
			子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止・迅速な対応・適切な保護や支援を行います。また、子育てコーディネーター事業等を通じ子育て支援に関する在宅サービスの調整・提供・連携を行います。さらに子育てサークル支援、地域の子育てネットワーク活動の支援に取り組みます。
			19 子育てひろばの充実 【子ども家庭支援センター】
		親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろばを拡大します。	
		20 育児サポート子むすびの実施 【子ども家庭支援センター】	
		保育施設等への送迎や保育など、利用会員と協力会員を結び、助け合いによる子育て支援を行います。	
		21 ショートステイ・トワイライト事業の充実 【子ども家庭支援センター】	
		ショートステイ事業（家庭で一時的に子育てが困難な場合の短期間の養育）やトワイライト事業（仕事等で帰宅が夜間になる場合の預かり）を充実させます。	

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き事業等を実施していきます。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き事業を実施します。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き内容の充実を図り、事業を実施していきます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 乳幼児とその保護者対象の乳幼児事業の充実を図り、在宅乳幼児親子が参加しやすい場を提供し、子育て支援に関する情報提供等も行っていきます。また、関係機関と連携を図り、さまざまな相談等にも対応できるように努めます。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 乳幼児親子向けのちらし、ホームページ、ポスター等により、事業の周知を図りました。乳幼児親子向けのつどいは年間73回実施しました。おもちゃライブラリースペシャルデーは19回、講演会を1回実施しました。また日常貸し出しを促進するため、乳幼児のつどいの開始前にミニおもちゃライブラリーを、新たに開始しました。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り、保護者同士の交流活動を促進しました。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 ポスター、チラシ等により、乳幼児や保護者向けの支援事業の周知を図りました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 毎月1回以上、乳幼児とその保護者を対象とした事業を行っています。月齢によってプログラムを変えることで、親子が参加しやすいよう工夫しています。また、保健師等の専門職による相談や、民生・児童委員による子育て支援プログラムも設けています。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き内容の充実を図り、事業を実施していきます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関と連携を図りながら、事業の充実を目指します。</p>
<p>毎月8回の広場コンシェルジュを配置し、広場での講座の開催運営の向上を目指します。 また、あい・ぼーとステーションで養成した子育てまちづくり支援プロデューサーにより、月に1回、地域活動室利用団体とコミュニケーションを図り子育てグループ等を支援します。</p>	<p>平成27年4月から、区内2か所で子育てコーディネーター事業を開始し子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安の相談を開始しました。また、毎月まちづくり支援プロデューサーによるお誕生会&お楽しみプログラムの開催や、広場コンシェルジュを配置した親子で参加できる様々なイベントを開催し子育て家庭の親とその子どもが集い相互交流ができる場を提供しています。</p>	<p>子育てコーディネーター事業をPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境を充実します。 また、親子ふれあい広場で各種イベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を促進します。</p>
<p>1か所（あっぱい芝浦）を新規に開設します。</p>	<p>平成27年10月からあっぱい芝浦（定員50名）を開設し、身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろばを拡大しました。</p>	<p>親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座や子育て相談等を行う子育てひろばにするため、利用する人がリラックスしてすごせる場にする、子育てなどの相談が気軽にできる雰囲気づくりを第一に心がけるよう施設の質の向上を図ります。</p>
<p>協力を会員を増加させるとともに、研修を充実させ、支援する協力会員の質の向上を図り、保育の安全性確保に努めます。</p>	<p>協力会員募集のため、総合支所や区民センターで出張説明会を行っています。平成27年度には、人の出入りの多い場所ということで、区役所ロビーでの受付を行いました。また、各施設での説明会では、その施設の事業で、協力会員にふさわしい人の集まる日程を選択して行いました。</p>	<p>協力を会員を拡大するためや質の向上を行うため、平成28年度から開始する港区子育て支援員研修の受講を促進します。</p>
<p>引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、多様なライフスタイルに対応する支援としてPRしていきます。</p>	<p>安定した事業運営を行い多様なライフスタイルに対応する支援としてPRしました。また、トワイライトステイ利用料は、ショートステイ利用料と同様に、生活保護世帯は無料、非課税世帯は半額としました。</p>	<p>引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、多様なライフスタイルに対応する支援としてPRしていきます。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	22 幼稚園教育の充実 【指導室】 【教育政策担当】 【学務課】
			幼稚園教育の充実に向けて様々な取組を実施します。保護者に対しては、子育ての喜びが味わえるように子どもとともに育ち合う確かなパートナーシップを築いていきます。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、3歳児をはじめとする幼稚園の定員増を図ります。 区立幼稚園では、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。
			23 幼稚園での子育てサポート保育 【学務課】
			教育課程に係る教育時間の終了後に、区立幼稚園5園（赤羽、高輪、本村、中之町、にじのはし）において希望する在園児を対象に午後4時30分までの預かり保育を行います。また、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児については、年間利用の子育てサポート保育料を無料とします。
			24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】
			保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【指導室】 幼稚園アシスタントを配置し、安全に配慮した指導の充実を図ります。幼児教育調査指導員による巡回指導・助言及び支援、保護者に対する子育て相談を行います。</p> <p>【教育政策担当】 平成37年度まで急激な幼児人口の増加が予測される中、幼稚園の受け入れ体制の充実を図ります。具体的には、子ども・子育て支援制度で計画した定員増を既存施設の活用や改築による保育室の増室により実施していきます。また分園などさらなる受け入れ増の充実策を検討していきます。 区立幼稚園では、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。</p> <p>【学務課】 引き続き、区立幼稚園保育料の第二子以降無料化により、多子世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備します。</p>	<p>【指導室】 幼稚園アシスタントを配置したことにより、安全に配慮した教育活動を行うとともに、個人差に応じた一人ひとりにきめ細かな指導の充実を図りました。幼児教育調査指導員による巡回指導・助言及び保護者に対する子育て相談を行いました。</p> <p>【教育政策担当】 子ども・子育て支援制度で計画した、3歳児定員増84名（私立30名を含む）、4歳児定員増50名、5歳児定員増60名を実施しました。3歳児については、新規に南山幼稚園及び三光幼稚園で受け入れを行いました。</p> <p>【学務課】 保育料については、区立幼稚園で第二子以降の保育料無料化により多子世帯における負担軽減に取り組みました。</p>	<p>【指導室】 「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。引き続き、幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を行います。</p> <p>【教育政策担当】 子ども・子育て支援制度で計画した青南幼稚園の3歳児定員増等を実施します。</p> <p>【学務課】 保育料については、国が行う幼児教育無償化への段階的取組に伴い、区立幼稚園保育料のさらなる多子世帯の負担軽減等に取り組みます。</p>
<p>高輪・にじのはし幼稚園のほか、平成27年9月から新たに3園（赤羽・本村・中之町幼稚園）において子育てサポート保育を開始します。 引き続き、地域の実態や多様な幼児教育のニーズに対応し、異年齢児との関わりや、主体的な活動をより促進させる通常保育と関連深い教育活動を行います。</p>	<p>平成27年度子育てサポート保育（預かり保育）について、実施園を2園から5園に拡大し、計画通り実施しました。</p>	<p>赤羽・高輪・本村・中之町・にじのはし幼稚園のほか、平成28年9月から新たに3園（三光・麻布・港南）において子育てサポート保育を開始します。 引き続き、地域の実態や多様な幼児教育のニーズに対応し、異年齢児との関わりや、主体的な活動をより促進させる通常保育と関連深い教育活動を行います。</p>
<p>【保育担当】 「かかりつけ園」として、在宅の子育て家庭が孤立せずに子育てできるよう情報提供を行うとともに、参加者同士の交流を支援します。また、「保育園であそぼう」や幼稚園の「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進し、育児相談等により育児不安の解消を図ります。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者数を増加させます。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p>	<p>【保育担当】 在宅子育て家庭を対象にコンサートを1回、ほぼ毎月各保育園で「保育園であそぼう」等の事業で地域の親子の交流が図れました。また、育児相談の実施で行事等に参加した保護者は育児不安の解消が図れました。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 「みなとっこ」の登録者数は前年度比で減少（143名→139名）しましたが、「保育園であそぼう」の延参加人数は前年度比で8.5%増加（245名→266名）しました。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 チラシや広報、ホームページを活用し、事業の周知を図り、事業を実施しました。「みなとっこ」の登録者数は251名、「保育園であそぼう」の延参加人数は972名でした。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 赤坂管内区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めました。</p>	<p>【保育担当】 「みなとっこ」の制度について副園長とプロジェクトを行い、より地域の保護者が利用しやすいように内容についての見直しを行います。 子育て支援研修を実施し、各保育園職員の質の向上を目指します。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】
			保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。
			25 子育てセミナーの充実 【子ども家庭支援センター】
			保護者が必要としている育児に役立つテーマを選定し、家庭での教育や子育てについて学習する講座を開催します。
			26 家庭教育学級(自主)の実施 【生涯学習推進課】
		区立幼稚園、小・中学校の各PTA、社会教育関係団体に登録している子育てグループが、家庭教育に関するテーマについて学習する際、教育委員会が講師謝礼を負担します。	
		27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施 【芝地区総合支所区民課】	
		芝地区総合支所管内で中高生と赤ちゃんとのふれあい体験型事業を実施します。芝地区総合支所管内の学校や子育て支援施設等で、中高生と赤ちゃんが接する機会をつくり、子どもへの接し方、親になることをイメージできるような仕組みをつくるとともに、赤ちゃんと中高生の世代間交流を支えることで、地域全体の活性化をめざします。	
		28 よちよち子育て交流会の実施 【赤坂地区総合支所区民課】	
		子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、赤坂区民センターの乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士等の専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぽーと」の「子育て家族支援者」等の地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。	

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 区立保育園では、「みなとっこ」登録をし、「保育園であそぼう」「園庭開放」在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援します。 広報みなど、ホームページ等で事業を周知し参加者の拡大に努めます。</p> <p>【学務課】 引き続き、親子や地域の人の参加を促し、一緒に楽しめる遊びの内容を充実させていきます。 園庭開放や未就園児の会で、地域の子どもたちや在園児と交流する機会を増やし、各幼稚園での工夫を凝らした運営により、未就園児対策を図ります。</p> <p>【指導室】 幼稚園から続く小中の一貫した教育を推進するため、「MINATOカリキュラム」への接続を見通した、「小学校入学前教育カリキュラム」に基づいた教育を進めます。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、事業を実施しました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 区立保育園4園で、引き続き実施しました。 平成27年10月1日新たに開設したしばうら保育園でも、運営が落ち着いた翌年1月から実施しました。</p> <p>【学務課】 区立幼稚園では未就園児に対して「未就園児の会」を実施し、年間300回以上遊び場を提供しました。</p> <p>【指導室】 幼児期の教育と小学校教育への円滑な接続を図るため、「小学校入学前教育カリキュラム」を活用した教育を進めるとともに、5歳児のいる全家庭に家庭用リーフレット「みなときっずなび」を配付しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、ホームページやお知らせで周知するとともに、地域や近隣の児童施設等と連携をとり、事業のPRに努めます。</p> <p>【学務課】 引き続き、親子や地域の人の参加を促し、一緒に楽しめる遊びの内容を充実させていきます。 園庭開放や未就園児の会で、地域の子どもたちや在園児と交流する機会を増やし、各幼稚園での工夫を凝らした運営により、未就園児対策を図ります。</p> <p>【指導室】 保育園、幼稚園及び小学校と家庭とが連携した就学前教育を推進するため、3歳児・4歳児向けの家庭で大切にしたいことハンドブック（仮）を作成します。</p>
<p>子ども家庭支援センターで両親向け子育て講座をはじめ親子防災講座等を実施します。</p>	<p>「防災ママカフェ港区（体験講座）」、「産後の両親学級」、「ACTすこやか子育て講座（体験型ワークショップ）」、「多文化講座」など、参加者同士がともに学び合い仲間づくりのきっかけとなる講座を開催し子育て不安の解消、子育て力の向上を図りました。</p>	<p>子ども家庭支援センターで多文化子育て講座や防災パパ講座など港区の地域性に合わせた講座等を実施します。</p>
<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>	<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図りました。</p>	<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>
<p>中学生と乳幼児が触れ合い、子どもへの接し方や親になるイメージを持てるような講座を試行で開催します。今後の事業の展開を検討するため事業評価を行います。</p>	<p>御成門中学校の3年生を対象に体験型講座を2回実施しました。 港区の母子9組が講師となり66名の生徒たちに妊娠・出産・育児の話や赤ちゃんとの触れ合い、また育児体験を行いました。 アンケートから「授業の内容への興味」は1回目の77%から2回目は90.6%へ増加し、また「親になるイメージを感じる事ができたか」については、42%から57.8%へと増加しています。 生徒達は親への思いや自分の価値に気づくことができ、また世代間交流を促進し、母親の社会参加を促すことができました。</p>	<p>中学生と乳幼児が触れ合い、子どもへの接し方や親になるイメージを持てるような講座を中学校2校を対象に開催します。</p>
<p>赤坂区民センター乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を毎月開催します。</p>	<p>「よちよち子育て交流会」を月1、2回開催しました。講座や手遊びなどを行い、保護者の交流を図りました。（平成27年度実績：245名）</p>	<p>赤坂区民センター乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を毎月開催します。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	29 ほっとひといき子育て支援事業の実施 【高輪地区総合支所区民課】	地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに保護者の持つ力を高めます。
			30 子育てあんしんプロジェクトの実施 【芝浦港南地区総合支所区民課】	保健師・助産師・栄養士・臨床心理士によるプロジェクトチームが地区内の児童施設等を会場に、子育てに関するノウハウを提供し、個別の相談を中心とした事業を実施して、子育ての不安や悩みを解消することで、地域の子育て環境をつくります。
			31 子育て王国基金の運営実施 【人権・男女平等参画担当】 ※平成28年度から子ども家庭課に移管	基金を活用して地域の子育て環境を充実させます。
			32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】	児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。</p>	<p>ほっとひといき子育てサロンでは、ミニ講座や情報交換を通じて保護者のお友達づくりや交流の場を提供し、保護者の持つ力を高めました。平成27年度実績11回。ほっとひといき子育て相談は、働く保護者が参加しやすいよう、土曜日にも実施しました。（平成27年度実績：48回、利用延人数：1,931名）</p>	<p>一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。</p>
<p>昨年度開設された「たかはま保育園」を含め、地区内9施設との連携により、年間90回の開催を予定しています。引き続き子育ての不安や悩みを保健師等と相談できる環境を維持し、参加者同士の交流の場にしていきます。</p>	<p>地区内9施設と連携して90回実施。延べ6,169名の利用があり、利用した子どもの80%は0歳～1歳までの乳児でした。相談内容は、離乳食や母乳相談、子どもの発達、母の体調に関する相談が多くを占め、継続的に相談に訪れる人がみられました。</p>	<p>地区内9施設との連携により、年間94回の開催を予定しています。引き続き子育ての不安や悩みを保健師等の専門職と相談できる環境を維持し、保護者同士の交流の場にしていきます。また、今年度より臨床心理士が加わり、子どもの発達相談、母の気持ちの相談等対応していきます。</p>
<p>子育て環境、両立支援環境の整備を一層図るため、子育て部門への事業移管に向け調整します。</p>	<p>基金充当事業を検討し、1事業を基金充当事業としました。 麻布地区おもちゃライブラリー（麻布地区総合支所地域事業） 赤坂地区赤坂・青山SPORTS LIFE（赤坂地区総合支所地域事業） よちよち子育て交流会（赤坂地区総合支所地域事業） 高輪地区ほっとひといき子育て支援事業（高輪地区総合支所地域事業） 芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト（芝浦港南地区総合支所地域事業） 出産・子育て応援メール配信事業（子ども家庭支援センター）</p> <p>子ども家庭課へ事業移管しました。（平成28年度から）</p>	<p>仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるため、基金の活用を検討します。</p>
<p>【子ども家庭課】 子どもの発達や自宅での生活時間にも配慮しつつ、平成27年度から学童クラブの開所時間を延長します。 【平日】 放課後～18:30→放課後～19:00 【土曜日】 8:30～17:00→8:00～17:00 【長期休業日等】 8:30～18:30→8:00～19:00</p> <p>新たに学童クラブ等を開設します。 学童クラブ 6クラブ 放課GO→クラブ 10クラブ→11クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 6クラブ 緊急暫定学童クラブ事業 3クラブ→5クラブ</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 子どもの発達や自宅での生活時間にも配慮しつつ、平成27年度から学童クラブの開所時間を延長します。 【平日】 放課後～18:30→放課後～19:00 【土曜日】 8:30～17:00→8:00～17:00 【長期休業日等】 8:30～18:30→8:00～19:00</p> <p>新たに学童クラブ等を開設します。 学童クラブ 6クラブ 放課GO→クラブ 10クラブ→11クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 6クラブ 緊急暫定学童クラブ事業 3クラブ→5クラブ</p>	<p>【子ども家庭課】 子どもの発達や自宅での生活時間にも配慮しつつ、平成27年度から学童クラブの開所時間を延長しました。 【平日】放課後～18:30→放課後～19:00 【土曜日】8:30～17:00→8:00～17:00 【長期休業日等】8:30～18:30→8:00～19:00</p> <p>新たに学童クラブ等を開設しました。 学童クラブ 6クラブ 放課GO→クラブ 10クラブ→11クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 6クラブ 緊急暫定学童クラブ事業 3クラブ→5クラブ</p> <p>平成28年4月に向け、さらに学童クラブを1か所新規開設、既存学童クラブ9か所の定員拡大等を行い、総定員を2,685名としました。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 学童クラブの開所時間を延長し、学童クラブが、放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、より多くの利用者のニーズに応えることができました。</p>	<p>【子ども家庭課】 学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、引き続き学童クラブ定員の拡大に努めます。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。</p> <p>放課GO→クラブおなりもん 定員30名→35名</p> <p>放課GO→クラブしば 定員180名</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】
			児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。
	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	33 ひとり親家庭等医療費助成 【子ども家庭課】
		34 ホームヘルプサービスの充実 【子ども家庭課】	所得限度額未満のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と15歳～18歳のその児童を対象に、医療費の自己負担分の一部を助成します。
		35 休養ホーム事業の実施 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
			15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭に日帰りや宿泊のレジャー施設の補助を行います。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【麻布地区総合支所管理課】 子どもの発達や自宅での生活時間にも配慮しつつ、平成27年度から学童クラブの開所時間を延長します。 【平日】 放課後～18:30→放課後～19:00 【土曜日】 8:30～17:00→8:00～17:00 【長期休業日等】 8:30～18:30→8:00～19:00</p> <p>新たに学童クラブ等を開設します。 学童クラブ 6クラブ 放課GO→クラブ 10クラブ→11クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 6クラブ 緊急暫定学童クラブ事業 3クラブ→5クラブ</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 学童クラブの開所時間を延長し、学童クラブが、放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、より多くの利用者のニーズに応えることができました。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。</p> <p>放課GO→クラブこうがい 定員48名→75名</p> <p>放課GO→クラブあざぶ 定員30名→36名</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 ホームページ、館だより等で、児童館・児童施設、学校施設等が地域の安全安心な居場所として過ごせる場所であることをPRするとともに、魅力的なプログラムを充実させていきます。学童クラブにおいては、定員の拡大に伴い、互いに情報交換をして、学童クラブ希望者をできるだけスムーズに受け入れる努力をします。</p> <p>【生涯学習推進課】 利用者等の意見を踏まえ、事業運営の充実を図ります。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 学童クラブにおいて、定員拡大及び開所時間の延長を行い、放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、保護者の要望に応えることができました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 各年齢にあわせたプログラムを充実させ、お知らせ等で周知を行い実施しました。学童クラブでは、定員拡大及び開所時間の延長を行い、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場所として保護者の要望に応えることができました。</p> <p>【生涯学習推進課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実（内容の充実等）を図りました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、地域の学童クラブ入会状況を把握し、待機児童が発生しないように努めます。</p> <p>【生涯学習推進課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図ります。</p>
<p>対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び助成に努めます。</p>	<p>対象者が偏らずに制度の利用ができるよう広く制度を周知し、適正かつ円滑迅速に助成をしました。</p> <p>平成27年度未受給者数 1,426名</p>	<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>
<p>サービスを必要とするひとり親家庭の父または母の利用が一部に偏ることのないように、要綱の見直しを行い、ひとり親家庭に広く周知し、適切に利用できるよう努めます。</p>	<p>平成27年度の新規登録数は、41件でした。うち1件がドメスティック・バイオレンス被害者の世帯です。ひとり親家庭の家事、育児支援を広く利用してもらえよう、児童扶養手当等の申請時に案内を配布するなど、周知に努めています。</p>	<p>サービスを必要とするひとり親家庭の父または母の利用が一部に偏ることのないように、ひとり親家庭に広く周知し、適切に利用できるよう努めます。</p>
<p>対象となるひとり親家庭の父または母の利用状況と事業内容の見直しを行い、利用が一部に偏ることのないようひとり親家庭に広く周知します。</p>	<p>宿泊、日帰りあわせて年間1,326名の利用がありました。 利用者にアンケートを実施し、宿泊施設及び日帰り施設の利用について意見を集約しました。アンケートの結果を次年度以降の事業運営に反映させます。</p>	<p>平成27年度に実施したアンケートの結果と利用状況から検討した結果、宿泊施設を廃止し、日帰り施設を充実させ、ひとり親家庭の心身の健康増進に努めます。 また、多くのひとり親家庭に利用してもらえるよう広く周知します。</p>

		事業名	事業内容	
目 標 1 ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス を 推 進 す る	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	36 児童育成手当等の支給【子ども家庭課】	育成手当を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親家庭に支給します。また、障害手当を20歳未満で障害のある児童を扶養する家庭に支給します。なお、東京都の制度に基づく支給要件・支給制限があります。
			37 母子生活支援施設入所実施【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、入所の決定を行います。
			38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
			39 児童扶養手当の支給【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	41 高齢者の就業支援【保健福祉課】	技術や働く意欲がある高齢者に男女を問わず平等にその能力を活用する機会をシルバー人材センターやアクティブシニア就業支援センターにより提供していきます。
			42 障害者の就労自立支援【障害者福祉課】	障害者の自立を図ることを目的に、NPO法人みなと障がい者福祉事業団を中心に就労支援事業を実施します。
			43 老人クラブの育成と運営助成【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】	高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成27年度未受給者数 1,534名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
母子の生活状況、必要性等を丁寧に聞き取り、的確な施設を選択し、ドメスティック・バイオレンス被害者や母子の生活安定を図ります。	事業を通してドメスティック・バイオレンス被害者及びひとり親家庭の生活安定を支援しました。平成27年度にドメスティック・バイオレンス被害により保護した件数は、4件でした。	引き続き、母子の生活状況、必要性等を丁寧に聞き取り、的確な施設を選択し、ドメスティック・バイオレンス被害者や母子の生活安定を図ります。
適正な審査とともに、正確かつ円滑な貸付業務に努め、制度を必要とするひとり親家庭へ支援をします。また、貸付金償還業務において、定期的な督促状送付、催告通知を実施し東京都及び港区債権管理条例に従って適正な債権管理を行います。	平成27年度の母子及び父子福祉資金については、修学資金が90件、就学支度資金が7件あり、合計97件、68,280,320円の貸付がありました。女性福祉資金については、修学資金4件の貸付がありました。貸付償還業務において、港区債権管理条例に従い、債権管理を行っています。母子及び父子福祉資金の返還状況において、収入率は前年度を上回っています。	引き続き、適正な審査とともに、正確かつ円滑な貸付業務に努め、制度を必要とするひとり親家庭へ支援をします。また、貸付金償還業務において、定期的な督促状送付、催告通知を実施し東京都及び港区債権管理条例に従って適正な債権管理を行います。
対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成27年度未受給者数 1,089名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
ハローワーク等関係機関との連携体制の下、求人情報やハローワークの制度等の情報提供を行い、ひとり親の就労を支援します。	港区生活・就労支援センターを通して、ハローワーク等関係機関との連携体制の下、事業を運営しており、ひとり親の就労支援を行っています。	対象者の状況や希望を面接で丁寧に聴き取ったうえで、ハローワークや港区生活・就労支援センター、生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親の就労を支援します。
活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。	港区シルバー人材センターの契約金額は、前年度比2.4%増で、693,666,072円でした。就業延日人員は、前年度比1.0%増で、144,562名でした。みなと＊しごと55（アクティブシニア就業支援センター）の新規求職者数は900名、就職者数265名、就職率は29.4%でした。港区シルバー人材センター、みなと＊しごと55（アクティブシニア就業支援センター）に運営費、事業費の補助金を支出しました。	引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。
みなと障がい者福祉事業団や就労支援関係機関との連携を緊密化し、作業訓練や職場実習等の就職活動や就職後の職場定着に必要な支援を行います。障害者優先調達法を周知し、就労支援ネットワークの充実を図りながら共同受注の充実拡大に努めます。	定期的な就労支援ネットワーク会議の開催（全3回）により関係機関と連携を行い、障害者就労についての現状の確認と理解を深め、就労面と生活面の一体的なサービス提供を可能にする環境整備に努めました。平成27年度港区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定をし、障害者就労施設等からの物品調達の手引きを庁内に周知しました。区役所ロビーで実施されるロビーコンサートを活用し、福祉売店をPRするなど、障害者就労支援施設等の受注拡大に取り組みました。	一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。また、みなと障がい者福祉事業団において、重度肢体不自由児の就労を支援する就労移行支援クラスを設置するとともに、精神障害者の就労支援を一層強化します。
【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいがづくりを支援します。	【芝地区総合支所協働推進課】 高齢者の生きがいがづくりを目的とした老人クラブの活動を助成するため、平成27年度も助成金を支出しました。それに伴い例年3月には申請書類の記入方法に関して説明会を開催しています。申請書類受付の際には活動報告を受け、よりよい活動ができるようにアドバイスもしています。	【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き助成金の支出をし、各団体の平均年齢が上がっていく中、よりよく高齢者が生きがいを感じて暮らしていけるように活動助成をしていきます。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	43 老人クラブの育成と運営助成 【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】
			高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。
		44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがづくりの応援 【各総合支所管理課】	敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいを支援します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を支援します。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいを支援します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通して、老人クラブの育成及び高齢者の生きがいを支援します。</p> <p>【保健福祉課】 老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいを支援します。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 麻布地区内の老人クラブ9クラブのうち、女性会長は3名です。 (補助金306,000円×2、330,000円×7 計2,922,000円)</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 7団体、2,190千円の助成をしています ・赤坂親和会(75名) : 男性19名、女性56名 ・赤坂和合会(44名) : 男性3名、女性41名 ・青山常盤会(71名) : 男性5名、女性66名 ・青山富士見会(38名) : 男性11名、女性27名 ・福寿会(44名) : 男性17名、女性27名 ・青山あすなろクラブ(41名) : 男性22名、女性19名 ・青山みどり会(34名) : 男性11名、女性23名 総計347名(うち正会員数314名、男性86名(27%)、女性228名(73%)) 会長は、男性4名、女性3名</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 会員数に応じた助成金を交付し、老人クラブの運営を支援、育成に取り組みました。 ・団体数: 8 ・女性会長: 5名 (平成27年3月31日現在)</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 12団体に対し、3,816千円を助成しました。 老人クラブ同士の交流を深めるため、ポッチャ練習会を4回、ポッチャ大会を1回、グランドゴルフ練習会を2回開催しました。</p> <p>【保健福祉課】 高齢者が地域社会と一体となり、自主的な活動をする区内の51の老人クラブ及び港区老人クラブ連合会に対して助成金を交付し、その活動を支援しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいを支援します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を支援します。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいを支援します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の生きがいを支援します。</p> <p>【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいを支援します。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業及び三田、神明、虎ノ門いきいきがらぎにて高齢者のためのさまざまな事業を実施します。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 各施設の特徴を生かした事業を展開し、利用者のさらなる獲得を図ります。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 利用者のニーズを把握し、健康・生きがいがいづくり等の各種講座を実施します。また、関係機関や地域と連携を密にし、さまざまな事業で交流の場をつくり、地域のコミュニティの場となるように取り組んでいきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 団塊世代や男性の利用促進につながる事業(男性向け料理教室、スマートフォン・タブレット体験会等)、土曜及び夜間に行う教室等を実施しました。また、ほのぼの作品展などで世代間交流を図ったり、さわやか体育祭など地域交流フェスティバルを開催し、多様な人の参加を得ました。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図りました。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 さまざまな健康の保持・増進につながる事業を実施し、多くの人に参加してもらいました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 お知らせやポスターで事業の周知を行い、新たに男性利用者に向けた事業を展開し、利用促進に努めました。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえさまざまな事業を実施していきます。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き各地域の特徴を生かした事業を展開し、利用者のさらなる獲得を図ります。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、多くの人に利用される事業を実施します。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援 【障害者福祉課】	精神障害者への日常生活の支援や相談、地域交流活動等を行い、社会復帰及び社会参加を促進し、自立を支援します。
			46 家庭訪問保健指導の実施 【各総合支所区民課】	心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。
			47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 【高齢者支援課】	介護予防総合センター（ラクっちゃ）を中核に、各地域で介護予防事業を実施し、高齢者の健康増進、介護予防等に役立てます。
			48 自立訓練（機能訓練）事業の実施 【障害者福祉課】	在宅で18歳以上の身体障害がある人に対し、障害保健福祉センターで、利用者の自立及び社会参加の促進を図る事業を実施することで健康の保持増進をします。
			49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 【高齢者支援課】	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中、生活環境の変化や多様化するニーズに対応し、自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う配食サービスや、家事援助サービス、緊急通報システム等のサービスを提供し、在宅生活の支援を充実させます。また、各地区に配置したふれあい相談員による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援を進めます。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
創作・レクリエーション事業を充実して社会参加の支援を充実します。また、SST、PC講座等生活・職業技能の向上の支援を図ります。地域で生活するためのサービス利用計画支援等を充実し、相談支援を強化します。	さをり織、ヨガ教室、演劇部、食事会、音楽会等の創作・レクリエーション事業を実施しました。また、SST、PC講座等生活技能訓練を実施し、通所利用者の生活技能の向上支援を図りました。 また、3月末時点で約30件のサービス等利用計画支援を行っています。	創作的活動等の講習会事業の充実を図ります。 サービス等利用計画支援の充実を図ります。
【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談ができるように、関係機関との連携を図り支援します。	【芝地区総合支所区民課】 区民の心身の健康について、訪問・面接・電話等により健康相談や保健指導を実施し、必要時継続的に相談支援を行いました。また、必要時、関係機関と連携をとり、適切な支援を受けることができるように調整を行いました。 (平成27年度) 家庭訪問数 274件 電話相談数 929件 面接相談数 811件 関係機関連絡 1,166件	【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。
【麻布地区総合支所区民課】 引き続き相談の内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。	【麻布地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施しました。相談内容に応じて、横断的な関係者会議の調整を行いました。	【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。
【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。	【赤坂地区総合支所区民課】 相談の内容により、関係機関と連携を図りながら、家庭訪問指導を実施しました。 平成27年度実績：238件	【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。
【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。	【高輪地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施しました。相談内容が複数の部署にまたがる場合は、関係者会議の調整を行い、必要に応じてカンファレンスやケースワークを実施し、的確な支援を行いました。	【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。
【芝浦港南地区総合支所区民課】 引き続き関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施しました。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。
引き続き、元気づくり事業の一層の周知を行い、参加促進を図ります。昨年度開設した介護予防総合センター（ラクっちゃ）においても、男性向けの講座の開発を含め、参加者の拡大を図ります。 認知症の進行の予防と早期発見を目的とした「みんなとオレンジカフェ」を引き続きを実施し、充実を図ります。	介護予防総合センターをはじめ、いきいきプラザ等を活用した介護予防事業を実施するとともに、区民まつりなど、各種イベントで介護予防等の啓発を行いました。みんなとオレンジカフェを各地区で毎月（8月除く）、着実に実施し、プログラム（シナプソロジー、アートプログラム）の充実を図りました。	介護予防の活動を介護予防総合センターから、区の介護予防事業やみんなといきいき体操などを広く周知します。また、イベント等を通して、いきいきプラザ等と連携して、普及啓発に努めます。みんなとオレンジカフェについては、各地区で着実に実施するとともに、幅広く参加してもらえよう、日程等を工夫した開催を行います。
利用者が固定化する傾向にあるなか、新規利用者の拡大に向けた取組を引き続き進めていきます。	介護保険事業所や医療機関に、自立訓練の広報誌等を送付するなど、事業の周知や啓発に努めた結果、新規申請が4件ありました。	引き続き事業所や医療機関等への周知や啓発を実施していきます。
引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めています。サービスを必要としている人に、適切なサービス受給を行えるよう、法改正による総合事業との兼ね合いも考慮しながら事業について検討を行っています。	引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築 【高齢者支援課】	地域の多様な主体と連携した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体・関係機関と区との連携を図り、総合的なセーフティネットワークを構築します。
			51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施 【高齢者支援課】	高齢者虐待防止対策を実施していきます。 ①高齢者虐待防止に向けた関係機関、関係者のスキルアップ及びネットワーク強化 ②対象別啓発活動 ③継続的介護家族支援 ④介護家族の会を支援する人材の育成
			52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施 【障害者福祉課】	障害者虐待防止センターでは相談窓口を開設し、障害者虐待防止に係る相談受付や通報の受理、養護者に対する支援を行います。また、関係機関とのネットワーク強化に努め、地域の支援体制の強化を図ります。
		2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	53 介護保険制度の普及・啓発 【介護保険担当】	介護保険制度やサービスの利用方法、サービス事業者に関する情報を、啓発誌・窓口等で提供し、区民が介護サービスを十分かつ適切に利用できるよう取り組みます。
			54 介護人材の確保・支援 【介護保険担当】	介護人材を確保するため区内の事業所で介護に従事することを要件に介護の資格取得の助成を行います。
			55 施設入所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備・充実を図ります。障害者支援施設等でのサービスの充実を図ります。
			56 通所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者在宅サービスセンター等の施設で高齢者に対し、また障害保健福祉センター等で障害者に対し、日常生活能力等の訓練を通所で実施します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
ネットワーク拡大のため、郵便事業者と協定を結ぶ予定です。 また、引き続き区民向け高齢者見守りのための講習会を行います。	東京都が進めている「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」及び「ながら見守り連携事業」の協定によって、事業者との連携を深めています。平成27年度目標としていた郵便事業者との協定に関しては、「ながら見守り連携事業」により実現する予定であり、現在他課と協議しながら個別協定（港区と事業者）に向けた準備を進めています。	引き続き、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。
引き続き、高齢者支援者向け研修を実施して、対応能力の向上を図り、高齢者に対する虐待の防止に努めます。また、地域ごとの「介護家族の会」の運営支援を継続できるように、引き続き支援者育成の講座を実施していきます。	①高齢者支援者向け事例検討研修を実施し、対応能力の向上に努めました。 6回実施 108名参加 ②講座内容の充実を図り、介護家族の会の支援者育成の講座を実施しました。 基礎講座 1回（4日間） 56名参加 フォローアップ講座1回（2日間） 23名参加	啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。
・ 障害者の虐待発見・通報後、虐待防止マニュアルに基づき、速やかな対応に努めるとともに、マニュアルの見直しを行います。 ・ 虐待に関する周知・啓発の場として、障害者及び家族や関係機関を対象に講演会や研修会を実施します。	障害者の虐待通報や相談に対して、迅速に対応しています。虐待案件として継続的な支援が必要なケースについては、総合支所と連携し、長期的・継続的な支援を行っています。 障害者の虐待防止について、区民や施設職員に対して、理解を深めるための講演会を開催し、周知啓発に努めています。	相談支援事業者や総合支所のケースワーカーと認定調査員、就労移行支援事業所等との連携を強化し、障害者の虐待の早期発見と早期対応に努め、障害者の自立と安全の確保、権利擁護をめざします。
平成26年6月の介護保険法の改正で持続可能な制度となるよう見直しがありました。あらためて制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。	各種啓発・情報冊子の発行・協力による普及啓発を実施しました。 「あったかいね！介護保険」 10,000冊 「あんしん介護保険」 6,000部 「ハートページ」（フリーペーパー） 5,000冊 「介護保険制度外国語版パンフレット」 1,500冊 今後もあらゆる機会を捉え、介護保険法改正による新たなサービスも含め、介護サービスを安心して受けられるよう周知に努めます。	あらためて制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。
資格取得の助成事業を、募集時から男女の別なく応募できるようにし、広く人権に配慮した介護の人材育成に努めます。	資格取得の助成、福祉のしごと面接・相談会及び介護雇用プログラムの事業実施にあたり、広く人権に配慮し、介護人材の育成に努めました。	引き続き、介護人材を確保するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。 【障害者福祉課】 障害者入所施設においては、利用者の意見や要望を聞き取り、反映できる仕組みの構築に努めます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。 【障害者福祉課】 障害者入所施設のサービスについては、障害者とその家族、及び障害者団体の要望等を踏まえながら、充実に努めています。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。 【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携充実に努めるとともに、計画している入所施設の整備について、障害者等からの声を聞きながら進めていきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に通所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。

		事業名	事業内容
4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	56 通所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者在宅サービスセンター等の施設で高齢者に対し、また障害保健福祉センター等で障害者に対し、日常生活能力等の訓練を通所で実施します。
		57 ショートステイの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	(短期入所生活介護) 特別養護老人ホーム等に1週間程度入所して、日常生活の世話や機能訓練を行います。 (短期入所療養介護) 介護療養型医療施設等に1週間程度入所して、必要な医療的処置及び日常生活の世話や機能訓練を行います。 (ショートステイ(レスパイト保護)) 心身障害者の介護者が休養を取る際に、月に7日以内、年間24日以内のショートステイ事業が利用できます。
		58 緊急一時保護の実施 【障害者福祉課】	在宅の常時介護を必要とする障害者がいる家庭で、日常の介護者が緊急または一時的な理由で介護できないとき等に、応急的に障害保健福祉センターで保護します。
5 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の長時間労働の見直しの促進	59 稼働年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小 【人権・男女平等参画担当】	区民、特に現役世代の男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差を縮小するため啓発に努めます。
		1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
	2 男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	60 男性向け講座の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで定年前の男性向けの地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座などを充実させ、男性が人生を豊かにし自分らしく生きていくことを支援します。
		61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 【人権・男女平等参画担当】	「仕事と子育て両立支援制度」を再構築し、男性の子育て支援奨励金や介護支援奨励金を創設し、中小企業における男性従業員の育児参加を促進し、介護による離職の防止を図ります。

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【障害者福祉課】 利用者の意見や要望を聞きながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>	<p>【障害者福祉課】 利用者からの要望等を踏まえ、サービスの充実に取り組んでいます。また、要望等があった場合にはできるだけ速やかな対応に努めています。</p>	<p>【障害者福祉課】 今後も利用者のご希望等を丁寧に取り取りながら、サービスの向上に努めていきます。</p>
<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>	<p>【高齢者支援課】 日常的に利用者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。</p>	<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>
<p>【障害者福祉課】 利用者の意見や要望を聞きながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>	<p>【障害者福祉課】 利用者の声を聞きとるとともに、関係施設と調整しながら進めています。</p> <p>・平成27年度実績 ショートステイ（レスパイト）事業 878件 （延べ1,356泊）</p>	<p>【障害者福祉課】 レスパイトや緊急一時保護の利用が充実するように、区内の利用施設内で調整し、短期入所の充実を図ります。 利用者の増加に対応するため、居室の増設工事を実施し、平成28年度中に開設します。今後、対象者の拡大等も検討していきます。</p>
<p>緊急一時保護事業を円滑に実施します。</p>	<p>・平成27年度実績 緊急一時保護事業 62件（延べ220泊）</p>	<p>今後も利用者の要望等を丁寧に聞き取りながら、円滑な事業運営に努めます。</p>
<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランスハンドブック～2016～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布し、中小企業事業者に対しワーク・ライフ・バランス導入の啓発を行います。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業の申込時等に冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランスハンドブック～2016～」を配布し、男性の長時間労働削減に向け、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。</p>	<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランスハンドブック～2016～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布し、中小企業事業者に対しワーク・ライフ・バランス導入の啓発を行います。</p>
<p>新規認定5社 更新企業19社 継続認定とあわせて計36社</p>	<p>平成27年4月20日から7月17日まで新規申請を受け付け、5社から申請を受け、5社すべて認定しました。</p>	<p>新規認定5社 更新企業7社 継続認定とあわせて計39社</p>
<p>区民向けに弁当づくりの講座、定年退職後の地域や家庭を中心とした生き方に備えるための男性を対象とした生き方・暮らし方に関する講座を実施するほか、父親の家事・育児参画を促すための講座を実施します。企業の担当者を対象に「イクボス」講座を開催し、意識改革を行います。</p>	<p>目標部分に記載した講座はすべて実施しました。男性の家事・育児参画を意識した講座では、子ども連れでの参加も促し、父親と子どもが一緒に取り組む時間を確保する手法を取り入れました。また、シニア男性向けの講座では、調理器具を安価で手軽に使える方法で調理を実施するなど、日常生活の中で実践できる「きっかけづくり」を意識した講座としました。</p>	<p>乳幼児期の子どもを持つ父親向けの講座は助成事業にて実施することになっています。その講座は全5回の2期制と充実した内容であるため、男女平等参画センター（リーブラ）の主催講座ではもう少し年齢が高い子どもを持つ親を対象とした講座として学童保育関連講座を実施します。シニア男性向け講座は今年度は実施対象年度ではありません。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなど、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>

目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

施策の方向

事業名

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 審議会等委員の男女バランスへの配慮
責任項目3

62 審議会等委員の女性参画の推進
63 性別にかかわらず参加できる工夫

2 女性のエンパワーメント支援

64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援
65 女性のネットワークづくりの推進

3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進

66 男女平等参画推進の取組への働きかけ

課題2 働く場における男女平等参画の推進

1 女性の就労支援
責任項目4

67 女性の就職・再就職支援
68 女性の起業支援《新規》

2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ

1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲）
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲）
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲）

3 在勤者への働きかけ

69 在勤者向け講座・講演会の開催
70 在勤者への雇用関係情報の提供

課題3 地域活動の場における男女平等参画の促進

1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進

71 区民参画による地域事業等の推進
72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進
73 チャレンジコミュニティ大学の充実

2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進

74 平和関連事業の充実
75 国際理解教育の充実
76 国際化の推進

3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進

77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進《新規》
78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備
79 区施設への授乳コーナー等の整備
80 バリアのないまちづくりの情報提供

4 防災分野における男女平等参画の推進

81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進《新規》
82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進《新規》

5 環境分野における男女平等参画の推進

83 男女ともに参画する環境学習の推進《新規》

課題4 教育の場における男女平等参画の推進

1 幼少期からの男女平等参画の推進
責任項目5

84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》
86 学校教育における男女平等教育の推進
87 ふれあい体験の充実
88 性教育の推進
89 生活力を身につける教育の実践
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成
91 私立学校への働きかけ

2 生涯学習における男女平等参画の推進

92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介
93 男女平等参画講座等の実施

課題5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進

1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

94 性別役割分担意識解消のための啓発
95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営
97 各種相談の連携・連絡調整
98 人権身の上相談等の実施

		事業名	事業内容	
目 標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 【責任項目3】	62 審議会等委員の女性参画の推進 【審議会担当課】 63 性別にかかわらず参加できる工夫 【審議会担当課】	これまで取組を進めてきた結果、徐々に女性委員参画率は向上しているものの、いまだ女性委員が全くいない審議会等が存在するなど施策や方針決定への女性の意見の反映は十分ではありません。男女が対等な立場で責任を分かち合い意見が平等に反映されることは大変重要です。審議会等の女性委員比率を向上させるよう取組を進めます。 審議会等に子育て世代が参加を妨げられないよう、開催にあたり保育をつけることや、昼間働いている人が参加できるように夜間開催するなど、性別によって参加を妨げる要因を取り除く工夫をします。
		2 女性のエンパワメント支援	64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 【人権・男女平等参画担当】	女性リーダーを育成するための講座、起業するためのノウハウを学ぶ講座等を関係団体と連携して実施します。
			65 女性のネットワークづくりの推進 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
		3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	66 男女平等参画推進の取組への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	啓発を兼ねてアンケートなど事業主に実施します。
	2 働く場における男女平等参画の推進	1 女性の就労支援 【責任項目4】	67 女性の就職・再就職支援 【人権・男女平等参画担当】 【産業振興課】	再就職をめざす女性が就職活動に必要なノウハウや、職業人として身につけるべきビジネススキル等のポイントを実践的に学べる講座を実施します。
			68 女性の起業支援 【人権・男女平等参画担当】	女性の経済力を向上する一環としてノウハウを学ぶ講座から資金助成まで総合的に支援します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。	女性委員の割合 平成28年4月1日現在 32.1%	審議会等における女性委員比率を33%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。
委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。	委員募集時から性別にかかわらず参加できるよう、一時保育付、夜間開催等、参加しやすい工夫をしました。	委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。
理系の大学や企業、職種に進もうと考える女性（いわゆるリケジョ）への理解を深めるための講座のほか、女性による起業の制度利用や事業計画の立案の仕方や他社との差別化などの戦略などを踏まえた講座の実施、さらにコミュニティビジネス、在宅ワーク講座など、働き方の多様性を踏まえた講座を、専門家や関係団体と連携しながら実施します。	主に女性の人材育成と活動支援に直接つながる内容となった講座としては、産業振興課とハローワーク品川との共催で、「女性のための再就職支援セミナー&面接相談会」を実施しました。平成27年度は、関係各所との連携により、学習機会だけでなく、学んだことをすぐに面接に活かせる実践的な講座を展開することができました。また、働き方の多様化が進む中で、在宅ワークの現状について学ぶ講座も実施しました。	女性活躍推進法への注目が集まる年でもあるので、区内事業所の人事・総務担当者などを対象とした制度運用に関する講座を実施します。また、女性活躍推進の一環として、「女性の職域拡大の講座」を開催します。これまで男性が占めていたさまざまな職場で活躍する女性を講師に招いた講演会を開催します。
利用者懇談会を年2回開催し、男女平等に関する課題や気付きを参加者同士の交流を通して共有し、連携を図ります。	利用者懇談会を2回開催しました。登録団体同士が活動内容を互いに知る機会となったほか、「学ぼう！男女平等」では、ノーベル平和賞を受賞したマララ氏が襲われた事件の経緯や、現在、イギリスで生活している様子を追ったドキュメンタリーの上映、男女平等指数の順位に関する解説を行い、男女平等についての知識と交流を深めました。	今年度も年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	事業者働きかけの手段として、制度の周知と講座の実施を行いました。ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度事業を通して、子育て支援の推進、地域活動支援の推進、介護支援の推進、働きやすい環境づくりの推進等について積極的に取り組んでいる企業を周知するほか、男女平等参画センターの企業向け出前講座で各種のメニューを用意して、企業の中での男女平等参画の取組を応援しました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
【人権・男女平等参画担当】 再就職支援講座にて伝達力を向上させるテクニックや、日頃の業務におけるコミュニケーションスキルの高め方を学ぶことのできる講座や、身だしなみ・姿勢・印象等の基本的知識の普及を行います。また、他機関と連携し、社会情勢や労働市場から求められている人材像やスキルに関する説明のほか、書類の書き方、面接会等を実施することで総合的な支援を行います。	【人権・男女平等参画担当】 再就職支援に関する講座を2回開催しました。産業振興課とハローワーク品川との共催事業では、「履歴書の書き方」「面接のポイント」など、選考に直接関わる内容で実施しました。また、男女平等参画センター（リーブラ）主催講座では、「家族の理解」「心構え」「時間管理術」など、家庭との関わり方を中心に、それぞれ違う内容で講座を開催しました。	【人権・男女平等参画担当】 今年度も、女性の再就職支援に関する講座は、産業振興課とハローワーク品川との共催で実施します。講座内容は、昨年度に引き続き、全5回の学習講座に加えて、区内中小企業との面接会も含めた形で実施します。
【産業振興課】 10月にセミナーを5回実施。面接会を1回実施し女性の再就職を支援します。	【産業振興課】 10月に女性のための再就職支援セミナーを5回実施し、最終日には両立支援企業による就職面接会を実施しました。	【産業振興課】 10月にセミナーを5回実施。面接会を1回実施し女性の再就職を支援します。
起業支援講座、コミュニティビジネス、在宅ワーク講座等で多様な働き方を示します。また助成事業（助成金支援）を通して、女性の能力が一層発揮され、経済力が向上するよう支援します。	女性の起業を支援する連続講座を開催しました。起業経験があり、このテーマでの講演経験が豊富な講師を招いて実施しました。講座内容は、「行政への手続き」「独立することの心構え」から、「事業計画」「開業地」「マーケティング」「他者との差別化」「資金計画」「資金調達」など実践につながる詳しい情報を豊富に提供する講座となりました。	前年度と同様に女性向けの起業講座を連続講座として開催します。

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
			2 区との契約希望事業者に対する働きかけ(再掲) 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点对象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
			3 企業・事業者向け講座・講演会の開催(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
			4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
新規認定5社 更新企業19社 継続認定とあわせて計36社	平成27年4月20日から7月17日まで新規申請を受け付け、5社から申請を受け、5社すべて認定しました。	新規認定5社 更新企業7社 継続認定とあわせて計39社
<p>【契約管財課】 多くの事業者のワーク・ライフ・バランスの理解促進に向け、区との契約企業者に対する働きかけを実施するとともに、制度の改善に努めます。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【契約管財課】 平成27年度における特別簡易型総合評価方式による契約実績は、4件でした。 区内事業者優遇策拡充の一環として、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点の評価点を増やしました（1点から2点に変更）。 平成27年度までは、特別簡易型総合評価方式による入札は、工事契約のみを対象として実施していましたが、平成28年4月以降の長期継続契約を適用する業務委託契約への導入に向け、入札・契約制度を整備しました。 また、プロポーザル方式における事業候補者選考の際、ワーク・ライフ・バランス推進（東京都、国の認証も対象）を評価項目として加点することを条件としました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットはもちろん、広報紙やホームページ等での周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p>	<p>【契約管財課】 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>【産業振興課】 関係機関と連携しセミナー等を開催し、多様な働き方について周知します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 事業者向けに労働法を中心とした講座を実施する予定はありません。 企業に勤める男性管理職向けに若手社員の家事・育児参画への理解を深める「イクボス」講座、介護と仕事の両立等の講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着と性別役割分担意識の解消を図ります。また、企業向け出前講座の開催を広く周知の上で実施し、女性の活躍推進・健康と生涯キャリア・自律自走のキャリアプランなど豊富なプログラムを案内します。</p>	<p>【産業振興課】 ハローワークと共催している就職面接会の前に労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを2回開催しました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区内事業所向けの研修を5件開催しました。社会的に注目を集め、企業経営の課題として挙げられるものなど、主に6つのテーマに対応していますが、そのうち、ハラスメント予防（1件）、女性活躍推進（1件）、ワーク・ライフ・バランス（1件）、女性の健康とキャリア（1件）、介護と仕事の両立（1件）と実施したテーマが多様でした。株式会社、法人会、労働組合など実施先の形態も多様であるため、各組織で抱える問題が多様化していることから、寄せられる要望や提供する研修内容への希望の多様化が顕著でした。</p>	<p>【産業振興課】 関係機関と連携しセミナー等を開催し、多様な働き方について周知します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 提供可能な研修メニューは平成27年度と変わらず6つとしますが、いわゆる女性活躍推進法の施行にあわせて、この分野への関心が高まっていることや、ワークライフバランスも子育てだけでなく介護を射程としたものに関心が高まる状況も踏まえて、区民のニーズに合致した研修を展開していきます。</p>
<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【産業振興課】 労働法に関するルールをまとめた「ポケット労働法2015」を3,000部作成し、各地区総合支所等関連施設で窓口配布したほか、新成人にも郵送し周知を図りました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正及び男女平等参画に関する苦情等申出制度等については、男女共同参画週間パネル展（6月18日～26日）で広く周知しました。</p>	<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	3 在勤者への働きかけ	69 在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】	関係機関との連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。
			70 在勤者への雇用関係情報の提供 【人権・男女平等参画担当】	就業支援情報の提供を進めるとともに、就業支援講座、起業支援講座等を実施します。
	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】	地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>自身の生活と職業の両方に役立つような男性の育児参加や介護と仕事の両立、女性の身体の変化とキャリア形成に関連づけた講座等を在勤者が勤務後に参加できるよう夜間に開催します。また、出前講座では、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する希望と現実の差をどのようになくし実現していくか、その実践法に主眼を置いた講座等を企業のニーズにあわせて実施します。</p>	<p>仕事との関わりから生じる、さまざまなテーマを取り上げた講座を、平日の夜間に開催しました。例えば、女性の身体の変化と就労継続とキャリアアップを同時に考える講座、介護の映画上映会など、学習するためのものから、個人の時間を有意義に使うためのものまで幅広く実施しました。一方、会社経営や業務に直接関わる課題やテーマを取り上げた、「LGBT支援講座」「イクボス養成講座」などは、平日の昼間の業務時間帯にあわせて開催しました。想定する来場者を考慮して、開催日時を設定するなどの工夫をしました。男女平等参画センター（リーブラ）は、在勤者にも利用しやすい施設と感じてもらえるような取組を行いました。</p>	<p>今年度も、在勤者向けの講座は、法律、制度運用などのほか、参加者自身のスキルアップ、管理職に対するノウハウ、最新の事例の発信などをさまざまな機会を通じて行います。</p>
<p>起業支援講座、コミュニティビジネス、在宅ワーク講座等をはじめとして、昨今の情報を取り入れた働き方の多様化等を意識した講座を開催します。</p>	<p>目標に記載した講座はすべて開催しました。その他に、東京労働局、厚生労働省などから送られてくる冊子やパンフレットを、リーブラ館内のチラシラックに一括集約して開架しました。関連する雇用関係情報を一度に確認・閲覧・資料の持ち帰りが可能となるように、情報のアクセシビリティを高めるようにしました。</p>	<p>今年度も、起業講座を継続実施するほか、企業担当者の参加を意識した講座も広く展開します。情報の提供については、講座開催会場での案内のほか、今後、交流コーナーを中心に情報発信方法について工夫していきます。</p>
<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織、地域情報誌ともに、年齢層や男女比率が平準化され、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮しながら募集を継続していきます。</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。また、引き続き一時保育も利用できる環境とします。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織「芝会議」及び地域情報誌について、広報みなど、地域情報誌及び区ホームページに公募記事を掲載し、広く参加を呼びかけました。活動希望者は受け入れることとし、選考等は設けていません。</p> <p>芝会議メンバー：男性28名、女性25名 地域情報誌編集委員：男性8名、女性8名</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 区民参画組織麻布を語る会においては、委員の延べ人数47名に対し、27名（約57%）が女性です（平成28年3月31日現在）。</p> <p>女性委員分科会別内訳： 地域情報の発信分科会 14名中8名 麻布未来写真館分科会 14名中8名 麻布地区版計画推進支援分科会 19名中11名</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 全分科会で男性15名、女性32名が参画しました。</p> <p>地域情報の発信・交流分科会：男性5名、女性13名 地域の魅力発見分科会：男性6名、女性9名 いきがいつくり推進分科会：男性4名、女性10名</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、年齢層や男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。</p> <p>地域情報紙グループ 18名（男性7名、女性11名） 高輪今昔物語倶楽部 19名（男性9名、女性10名） 高輪みどりを育むプロジェクト 14名（男性5名、女性9名） 地域事業進捗支援グループ 21名（男性15名、女性6名） ○合計 72名（男性36名、女性36名）</p> <p>また、一時保育についても参加者の希望に応じて実施し、延べ9名が利用しました。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織、地域情報誌ともに、年齢層や男女比率が平準化され、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮しながら募集を継続します。</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。また、引き続き一時保育も利用できる環境とします。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】 地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。
			72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進 【講演会等担当課】 講座等を開催する場合に開催時間、内容など様々な人が参加しやすい工夫をします。
			73 チャレンジコミュニティ大学の充実 【高輪地区総合支所協働推進課】 高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。なお、この事業は明治学院大学内で実施します。
	2 国際交流活動を通じた男女平等参画の促進	74 平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】 平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。	

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、引き続き男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮しました。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参加できるよう工夫しました。</p> <p>水辺のまち魅力アップ分科会 21名（男性12名、女性9名） みどりのあるまちづくり分科会 8名（男性3名、女性5名） べいあっぷ編集部 8名（男性4名、女性4名） 地区版計画検討分科会 11名（男性6名、女性5名）</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、引き続き男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>
<p>企画から実施まで男女平等参画の視点に立った工夫を図ります。</p>	<p>講演会、講座の開催にあたり、より多くの区民が参加できるよう開催の日時等を配慮しました。</p>	<p>企画から実施まで男女平等参画の視点に立った工夫を図ります。</p>
<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>	<p>平成27年度は60名が受講しました。修了生の皆さんは、大学の講座を通じて習得した知識や今までの経験を活かし、区民参画組織の委員や民生・児童委員として地域コミュニティの育成に積極的に活躍しています。</p>	<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言30周年事業を中心に、各種平和関連事業を実施し、幅広い世代の人へ平和を考えるきっかけをつくります。</p> <p>【図書・文化財課】 各図書館で平和映画会や平和関連図書の展示など平和関連事業を実施します。</p> <p>(みなと図書館) ・展示 特設コーナー「平和関連図書特集」 (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月23日14時～「モウモチェンガ」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月17日～9月16日 (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月19日「果てなき消耗戦 証言記録レイテ決戦」 ・平和展 8月1日～16日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月15日「原爆投下 活かされなかった極秘情報」 ・展示 「平和について考える」 7月21日～9月12日 (高輪分室) ・平和映画会 「キクちゃんとおオカミ」 ・展示 「平和に関する本」展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 8月8日 「せんせい」</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言30周年事業、平和青年団事業、平和展、巡回平和メッセージ展等の平和関連事業を実施し、平和都市を推進しました。</p> <p>【図書・文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会 8月9日(日)木下恵介監督作品「この子を残して」を実施 ・特設コーナー 1階特設コーナー 7月17日～8月19日「戦後70年」を実施 2階展示コーナー 5月22日～8月19日「戦後70年—港区の歩み—」を実施 (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月23日14時～「モウモチェンガ」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月17日～9月16日 (麻布図書館) ・平和映画会の開催 8月2日「紙屋悦子の青春」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月17日～9月16日 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月19日「果てなき消耗戦 証言記録レイテ決戦」 ・平和展 8月1日～16日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月15日「原爆投下 活かされなかった極秘情報」 ・展示 「平和について考える」 7月21日～9月12日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月6日「キクちゃんとおオカミ」上映 ・展示 「平和に関する本」展示 「平和について考える」開催 (7月17日～8月19日) (港南図書館) ・平和映画会 8月8日 「せんせい」</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。</p> <p>【図書・文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 ・特設コーナー「平和関連図書特集」 (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月28日14時～「銃殺」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月22日～9月14日 (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月21日「さよなら子供たち」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (高輪図書館) ・平和映画会 8月19日「被爆者 HIBAKUSYA 世界の終りに」 ・展示 「平和展示」 7月22日～9月11日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 「野坂昭如戦争童話集 ぼくの防空壕」 ・展示 「平和に関する本」展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 8月13日「真珠湾からの帰還／軍神と捕虜第一号」</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	75 国際理解教育の充実【指導室】 区立の全小・中学校に外国人講師を配置して国際科の授業を行い、英語によるコミュニケーション能力の育成とともに国際理解教育の充実を図ります。
			76 国際化の推進【国際化・文化芸術担当】 国際化推進プランに基づき、区の国際化を推進します。一般財団法人港区国際交流協会を指導し、支援します。外国人相談業務を拡充します。外国人区民、大使館など及び国際交流団体等との連携の強化を図ります。
	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進		77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進【交通対策担当】 旅客施設など公共交通機関について関係事業者のバリアフリー化の取組を推進するとともに、道路や公園施設、区有建築物について、施設管理者が「特定事業計画」を策定し、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの整備を実施します。
			78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備【土木課】 地域特性や多様な利用者ニーズを踏まえ、誰もが利用しやすい公園づくりを進め、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。
			79 区施設への授乳コーナー等の整備【施設所管課】 乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
実施の効果を検証した上でカリキュラムの見直しや指導方法の改善を図り、国際人育成を行います。	国際科検討委員会を立ち上げ、国際科カリキュラムの見直しを始めました。小学校教諭を対象に英語実技研修を開催し、教師の英語指導力の向上を図りました。	教員向け研修の回数を増やすとともに、引き続きカリキュラムの改訂を行い、カリキュラムに基づいたテキストの見直しを検討します。
港区国際化推進アドバイザー会議を開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺います。委員選定については男女バランス等に配慮します。	港区国際化推進アドバイザー委員の選定を行いました。選定にあたっては、国籍、性別、年代及び地域のバランスに配慮しました。 日本人委員：6名（うち、1名は座長） 外国人委員：5名 男性委員：6名（うち、1名は座長） 女性委員：5名 港区国際化推進アドバイザー会議を2回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺いました。	2年間の任期内のため、平成28年度も同じ委員構成で会議を実施します。
平成27年3月策定の特定事業計画に基づき、施設管理者が対象施設のバリアフリー化を促進するよう、進捗管理を実施します。	平成28年3月に「港区バリアフリー基本構想推進協議会事業者部会」を開催し、バリアフリー化の進捗管理を行いました。	協議会を継続するとともに、重点整備地区（5地区）ごとに区民代表、施設管理者により組織する地区部会を開催、意見の聴取を行い、計画に反映し実施することで段階的・継続的発展（スパイラルアップ）を行っていきます。
六本木西公園及び弁児童遊園の全面改修工事を行います。 また、全面改修に伴い便所建替工事を行う際、だれでもトイレ、ベビーチェア、ベビーベッドを設置します。	弁児童遊園の全面改修工事を行い、便所建替工事を行う際、だれでもトイレを整備し、ベビーチェア、ベビーベッドを設置しました。 また、六本木西公園の整備工事に着手し、平成28年7月の完成に向けて整備工事を実施中です。	平成27年度に引き続き六本木西公園の整備工事を行い、誰もが利用しやすい公園づくりを目指して、公園トイレの建て替え工事を行い、だれでもトイレを設置し、ベビーチェア、ベビーベッドを設置します。
【芝地区総合支所管理課】 開設したばかりの施設が多いため、当面整備する予定はありません。 【麻布地区総合支所管理課】 引き続き施設状況を踏まえながら、施設改修時に整備を検討します。 【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。 【高輪地区総合支所管理課】 改修・改築時にあわせて整備します。 【芝浦港南地区総合支所管理課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。 【地域振興課】 必要な場所に設置できるようにしていきます。	【芝地区総合支所管理課】 - 【麻布地区総合支所管理課】 平成27年度は施設改修はありませんでした。 【赤坂地区総合支所管理課】 2階、3階に設置している施設の適切な維持管理に努めました。 【高輪地区総合支所管理課】 平成27年度は、改修等ありませんでした。すでに設置している施設では、維持管理に努めました。 【芝浦港南地区総合支所管理課】 新芝浦港南地区総合支所の開設時に、授乳スペース及びキッズコーナーを設置しました。 【地域振興課】 ・大平台みなと荘 授乳スペース：未設置（客室で対応）、 保育スペース：平成18年度にキッズルームを設置済み ・やすらぎ会館 授乳スペース：未設置（家族控室で対応） ・北青山コミュニティ施設 未設置（会議室で対応）	【芝地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。 【麻布地区総合支所管理課】 引き続き施設状況を踏まえながら、施設改修時に整備を検討します。 【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。 【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。 【芝浦港南地区総合支所管理課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。 【地域振興課】 今後も、改修・改築時に応じて必要な場所に設置できるようにしていきます。

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3	地域活動の場における男女平等参画の促進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
	3	誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進		

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【産業振興課】 改修・改築・新築時にあわせて整備を検討していきます。</p> <p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p> <p>【生活衛生課】 設置した設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるように点検、管理します。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 今年度開設するあっぱい芝浦で授乳スペース、オムツ換え台、バギー置き場等を設置します。</p> <p>【住宅担当】 シティハイツ六本木は、今年度新築工事の着手に入るため、設置を進めていきます。</p> <p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p> <p>【みなとリサイクル清掃事務所】 改修・改築の予定はありませんが、今後、改修時にあわせて検討していきます。</p> <p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。竣工予定のしばうら保育園にベビーベッド・ベビーチェア・授乳コーナーを設置する予定です。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区主催の講座・講演会等を一時保育付とします。</p> <p>【契約管財課】 改修・改築時にあわせて整備検討します。 トイレ内にある既設のベビーチェア、おむつ交換台は改修時に一時撤去、再設置する。 再設置は、トイレ改修時。 1階区民課ロビー内に設置のベビー休憩室（授乳、おむつ交換）、ベビーベッドについては移設する。移設先は検討。</p>	<p>【産業振興課】 港勤労福祉会館では、スペース等の関係で授乳コーナーの設置が困難なため、休憩室等で代用しています。 従来の区立商工会館は、建物取り壊しのため、10月より仮施設による運営を行っています。現状では、面積上の制約からベビーベッドやベビーチェアの設置が困難な状況です。</p> <p>【障害者福祉課】 授乳室等の改修工事はありませんでしたが、障害保健福祉センター6階多目的室を利用する際に、相談室3を授乳室として貸し出しを行っています。 あいはと・みなとは、乳児を伴った利用実績はありませんでした。 発達支援センター相談室では、申し出があった場合には、空き部屋を授乳スペースとして利用してもらいました。</p> <p>【生活衛生課】 乳幼児を連れた区民が安心して施設を利用できるようベビーベッド、ベビーチェアを配備しており、常時安全点検を実施しています。また、乳幼児が転倒・衝突した場合の事故防止のため、手すりやカウンターなどにコーナークッションを設置しました。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 平成27年10月からあっぱい芝浦を開設し、授乳スペース、オムツ換え台、バギー置き場等を設置しました。</p> <p>【住宅担当】 シティハイツ六本木は、今年度から新築工事に着手し、現在工程どおりに進んでいます。</p> <p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを実施しました。</p> <p>【みなとリサイクル清掃事務所】 平成27年度は施設の改修・改築はありませんでした。</p> <p>【施設課】 新規施設のしばうら保育園にベビーベッド4台、ベビーチェア3台、あっぱい芝浦ベビーベッド5台、ベビーチェア2台、授乳コーナー1か所設置しました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 ほとんどの講座に一時保育をつけて開催しました。さらに、毎週月曜日は、保育室の開放日として、自由に利用できるようにしました。</p> <p>【契約管財課】 大規模改修工事の工事業者が決定しました。 改修後の再設置（案） 行政棟トイレ ベビーチェア：1～11階に設置 ベビーベッド：地下1、1、2、4、6、7、9、11階に設置 大型ベッド：3、5、8、10階に設置 議会棟トイレ ベビーチェア、ベビーベッド：6階に設置 大型ベッド：1階 1階区民課ロビーのベビー休憩室及びベビーベッドは移設の予定</p>	<p>【産業振興課】 今後も、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また平成33年度に開設を予定している（仮称）港区立産業振興センターの基本設計の中にこれら設備を積極的に配置していきます。</p> <p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p> <p>【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理を徹底します。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p> <p>【住宅担当】 平成28年度においても工事中ですので、平成29年度6月竣工に向け、設置を進めていきます。</p> <p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p> <p>【みなとリサイクル清掃事務所】 改修・改築の予定はありませんが、今後、改修時にあわせて検討していきます。</p> <p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、保育室開放、講座開催時の一時保育の場所として継続して実施します。</p> <p>【契約管財課】 トイレの全面改修にあわせ、ベビーチェア、ベビーベッドを順次更新します。 1階北側区民課改修時に、既設のベビー休憩室は南側フロアへ移設。ベビーベッドについては、設置場所を検討。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
			80 バリアのないまちづくりの情報提供 【保健福祉課】	公共施設、区内商店、区内娯楽施設等のトイレの中のベビーチェアやベビーベッド、車いすなど備品、設備の有無など施設のバリアフリー情報を提供します。
	4 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。	

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【生涯学習推進課】 青山生涯学習館の移転開設にあわせ、ベビーベッドや授乳コーナー等の整備を行います。</p> <p>【図書・文化財課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【生涯学習推進課】 青山生涯学習館の開設時、だれでもトイレにベビーチェア1台及びベビーベッド1台を設置しました。</p> <p>【図書・文化財課】 平成27年度に改修・改築はありませんでした。授乳コーナーについては、専用スペースとして設置されていない場合、代用可能な場所を案内し利用してもらっています。保育コーナーについては、一時保育付きの事業実施に際し、図書館内の適当な場所を一時保育会場として使用しています。</p>	<p>【生涯学習推進課】 青山生涯学習館の授乳コーナーについては、専用の部屋が確保できなかったため、引き続き授乳コーナーの設置について検討していきます。生涯学習センターについては、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p> <p>【図書・文化財課】 トイレ等のベビーチェア・ベビーベッドについては、設置されていないものは、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>港区バリアフリー基本構想を踏まえ、利用者側の視点に立った利用しやすいマップとなるよう情報を充実させるとともに、今後スマートフォンやタブレット端末等で情報が閲覧できるよう検討を進めます。</p>	<p>新規施設をはじめとする施設情報や、音声案内の掲載等、35件のデータ更新を実施し、ホームページの充実を図りました。</p>	<p>引き続き掲載情報の更新充実を図るとともに、バリアフリータウンマップの利便性向上に向けて平成28年度にリニューアルを行います。</p>
<p>【芝地区総合支所協働推進課】 日頃行っている防災訓練や防災講演会のなかに、女性の関心を集めるテーマを盛り込み、より多くの参加を狙うことで、女性に防災組織に対して積極的に関わってもらえるよう取り組みます。</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 訓練への参加について、男性、女性ともに参加しやすいよう、広報を行います。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 地域防災協議会を通じ、広く意見を求め、防災訓練、避難所運営体制の構築に反映できるよう引き続き支援を続けます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 小学校PTAによる防災イベントや地域防災協議会の防災訓練等において講演を行い、参加者に対して女性用衛生用品の備蓄や避難所運営における女性の視点の重要性を訴えました。</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 各地域防災協議会が避難所運営マニュアルを改訂する際、女性の視点を取り入れたマニュアルとなるようアドバイスするなど、支援を行いました。麻布地区内の防災組織が一堂に集まる港区総合防災訓練（麻布地区）において、避難所女性用トイレの展示を行う等の啓発活動を行いました。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 赤坂地区防災ネットワーク及び青山地区防災協議会の各避難所運営訓練時に、女性の視点を取り入れた避難所運営ができるように、女性の参加をネットワークや協議会メンバーが働きかけました。その結果、各避難所訓練時に2～5名程度の女性が参加しています。女性用トイレの設置などの意見が寄せられました。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 各協議会の女性メンバーから寄せられた避難所でのプライバシー確保などの意見を、協議会の防災訓練や総合防災訓練等で模擬避難所開設訓練を行う際に生かせるよう意識し、物資の準備等実践しました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進しました。また、総合防災訓練においては、女性用トイレの展示等を行い、女性の視点による避難所運営体制の構築を推進しました。さらに、台場駅周辺滞留者対策推進協議会においては、女性委員による検討会を設置し、滞留者対策に女性の視点を反映させました。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 日頃行っている防災訓練や防災講演会のなかに、女性の関心を集めるテーマを盛り込み、より多くの参加を狙うことで、女性に防災組織に対して積極的に関わってもらえるよう取り組みます。</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織の活動を支援します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、訓練への参加について、男性、女性ともに参加しやすいよう、広報を行います。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き意見を求め、地域の防災訓練に女性の参画を進めます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	5 環境分野における男女平等参画の推進	82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進 【防災課】	防災対策については、これまでも女性の視点で提案された対策を防災計画に盛り込み、災害用女性専用トイレやウエットタオル等を備蓄してきました。今後も避難所マニュアル、防災計画等を女性、高齢者、障害者、外国人など様々な特性、年代の人々により一層配慮して見直していきます。
			83 男女ともに参画する環境学習の推進 【地球温暖化対策担当】	多様な属性や世代の区民が参加できる環境学習事業を実施します。
	4 教育の場における男女平等参画の促進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発 【人権・男女平等参画担当】	幼少期からの価値観の形成が成長後の性別役割分担意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重し可能性を引き出せる子育て講座等を実施します。
			85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】	区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。
			86 学校教育における男女平等教育の推進 【指導室】	区立小・中学校各校で男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を發揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
			87 ふれあい体験の充実 【指導室】	総合的な学習の時間等を利用し、区内保育園、幼稚園と区立学校との連携により幼児と触れ合う機会をつくったり、高齢者とのふれあい給食、特別支援学校との交流など、様々な人と触れ合う機会を区立幼稚園、学校の幼児、児童生徒に提供します。
			88 性教育の推進 【指導室】	すべての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、直面する性に関する様々な課題に対して適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。
			89 生活力を身につける教育の実践 【指導室】	総合的な学習の時間や生活科、家庭科等の授業を通して、基本的な生活習慣を身につけ、生きる力を醸成します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
引き続き、避難所マニュアル、防災計画等を女性、高齢者、障害者、外国人などさまざまな特性、年代の人々に配慮して見直していきます。	平成27年度は、避難所マニュアル、防災計画等の改正がありませんでした。	地域防災計画の改正にあたり、女性、高齢者、障害者、外国人などさまざまな特性、年代の人々に配慮します。
環境課及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催時間の設定に配慮します。	環境課実施の区民向け省エネセミナーは一時保育の回や日曜日の開催日を設けました。エコプラザイベントは、土曜日・日曜日に開催する事業も多く、対象者は幼児から大人まで幅広く募集しています。乳幼児を同伴して参加できるイベントが殆どです。	環境課及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催時間の設定に配慮します。
乳幼児の母親・父親向けに子育て講座等を年1回以上開催します。	目標に記載した親向け子育て講座の他に、性別役割分担意識を解きほぐしていけるような内容の伴う講座を4つ実施しました（保育園入園準備、学童保育、デジタル時代の教育、おもちゃと育児）。どの講座も親世代の関心をひくテーマで、参加者数の多い結果となりました。	今年度は、助成事業採用団体企画とのすみわけを意識し、学童保育講座を開催します。
<p>【保育担当】 年17回ほどの保育士研修・子どもの人権研修・障害児研修などを通して保育の質の充実や職員の意識向上を図ります。</p> <p>【指導室】 多様な教育課題に対する理解と認識を深め、課題の解決を図るとともに園長・校長をはじめとする全教員の資質・能力の向上を図る目的で研修を実施します。</p>	<p>【保育担当】 保育の質の充実や職員の意識向上に向けた研修を、年19回実施しました。また、各保育園では、課題にあわせた外部講師による園内研修を年1回実施しました。</p> <p>【指導室】 各幼稚園においては、幼稚園教育要領に基づき、教育活動全体を通して男女平等教育が適正に実施できるよう、年間指導計画に位置付け、指導内容や指導方法について改善、充実を図りました。</p>	<p>【保育担当】 引き続き、保育の質の充実や職員の意識向上に向けた研修を19回程度実施します。また、保育園への研修の周知を工夫し、さらなる参加率向上を目指します。</p> <p>【指導室】 引き続き、発達段階に応じて、互いのよさや違いを認め合う幼児一人ひとりを大切に教育の推進に努めます。</p>
各授業・学級経営・行事などあらゆる機会を捉えて男女平等教育を推進します。	各学校においては、人権尊重の精神に基づき、教育活動全体を通して男女平等教育を年間指導計画に位置付け、指導内容や方法について改善、充実を図りました。	引き続き、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるよう教育内容の充実を図ります。
各幼稚園・小中学校の年間指導計画に基づいて、ふれあい体験活動を実施します。	区内全幼稚園・小中学校において、中学校区を単位として幼稚園と小中学校が連携した教育を教育課程に位置付けて推進しています。中学生による園児への保育実習や園児の小学校運動会への参加、避難訓練の合同実施などの交流を通して、ふれあい体験活動の充実を図りました。	引き続き、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。
各学校の年間指導計画に位置づけ、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させていきます。	各学校が体育や保健体育等の年間指導計画に位置付け、発達段階に応じて性に関する基礎的・基本的な知識について指導しました。また、全教育活動において、発達段階に応じて性に関する内容を取り上げ、思いやりの心を育みました。	引き続き、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的・基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。
主体的・創造的・協同的に取り組む態度を育て、生活力を身につかせます。	小学校就学前の幼少期から発達段階に応じて、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の確立に向けて指導しています。小学校入学後は、生活科の授業等で、自分の生活を見つめなおす機会を設けるほか、家庭科の授業ではより良い家庭生活について主体的に考えさせる機会を設けています。	引き続き、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【指導室】	区立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。
			91 私立学校への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【庶務課】	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。
		2 生涯学習における男女平等参画の推進	92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。
		93 男女平等参画講座等の実施 【人権・男女平等参画担当】	多様な世代や属性に向けた男女平等参画講座を様々な工夫して実施し、情報提供や学習機会の提供を充実します。	
	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	94 性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画講座を実施するほか各種講座の実施時にチラシやリーフレット等を活用して情報を提供します。また、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向けの情報誌「こうりゅう」に、性別役割分担意識解消のための啓発記事を掲載します。
			95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
年3回の人権研修会や園内・校内研修会等を実施し、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。	人権研修会（3回）や人権教育推進委員会（3回）、職層に応じた研修における講演や事例研究を通して、教職員の人権感覚・人権意識の向上が図れました。	引き続き、研修会を開催し、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。
<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p> <p>【庶務課】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画情報提供を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会とヒアリングを行い、効果的な手法を検討しましたが、具体的な行動になりませんでした。</p> <p>【庶務課】 東京都生活文化局私学部私学行政課から依頼があった、人権教育に関する研修の実施等の通知について、各私立幼稚園に周知を図りました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p> <p>【庶務課】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画情報提供を実施します。</p>
図書資料の案内を情報誌オアシスなどに掲載して、ホームページやツイッターなどの電子媒体を通じて発信します。また、開催講座の内容やテーマにあわせて関連図書を会場で閲覧できるようにし、講座と図書資料室機能の相乗効果を促進します。図書コーナーには特設コーナーや講座関連の図書をわかりやすく展示し、周知を図ります。	男女平等参画情報誌「オアシス」では、ブックレビューとして、毎月2冊の図書を紹介したほか、電子媒体での発信も例年よりも多く発信しました。新着図書のコーナーや、講座のテーマに関わる図書を集めた特設コーナーの模様を写真付きで発信したことへの反応の多さに、手ごたえが感じられました。	今年度は、各月で特設コーナーに開架するテーマを事前に設定します。また、リーブラ所蔵の本や図書資料を通じて、ジェンダーや男女平等参画に関心をもってもらえるような書籍の選定や開架方法をさらに工夫します。
さまざまなライフステージにおける課題や社会情勢を反映した講座、港区の特性に応じた講座、団体向け、区民向け、在勤者向けなど、多様な人に興味をもってもらえるよう講座を実施します。	性別、年代別、属性の違いが多様である点を踏まえ、テーマは同じであっても実施の方法や対象を変え、その内容にあわせて形を講座を実施しました。 （例）外国人向け防災講座、親子で学ぶメディア・リテラシー講座、女性の健康とキャリア講座など	外国人在住者、生涯未婚者など、これまでの事業では取り上げることができなかった社会の中で相対的に少数の人々が直面する問題についての講座を開催します。
父親向け育児講座、定年後の男の生き方・暮らし方講座を実施し、性別役割分担意識の解消を図ります。情報誌「オアシス」に講座の感想などを掲載し、啓発に努めます。	講座参加の工夫として、父親向けの事業については、夫婦で参加、親子で参加を可能として、1人で参加することのハードルを低く設定し、開催しました。	女性の職域拡大の講座などで、これまで男性中心の職場に、女性が進出していることを通じて、性別役割分担意識の解消につなげる内容で実施します。また、専門的なテーマだけでなく、「伝統文化」「生活」など身近なテーマからジェンダーや性別役割分担意識の解消につながる講座を開催します。
<p>【人権・男女平等参画担当】 パネル展、憲法及び人権週間記念講演と映画つどい、男女平等参画センターで実施する各種講座、男女平等参画情報誌オアシス、広報みなどさまざまな機会を捉えて啓発を行います。</p> <p>【国保年金課】 23区一体となった情報提供・情報収集を行います。</p> <p>【介護保険担当】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、新たな介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 パネル展、講演と映画のつどい、男女平等参画情報誌オアシス、広報みなどさまざまな機会を捉えて啓発を行いました。男女平等参画センター（リーブラ）では、固定的な性別役割分担意識がどのような場面や家庭環境、家族構成の変化において表に出てきやすいのかを、講座の中で折に触れて発信しました。特に、女性に対しては出産・育児・介護等ライフステージが変化するなかでのパートナーや親族との関係性に性別役割分担意識が入ってくること、自身の希望する生き方・働き方を実現するためのコミュニケーション法などをワーク・ライフ・バランスの知識などを交えて取り上げました。</p> <p>【国保年金課】 実績はありませんでした。</p> <p>【介護保険担当】 介護保険制度についての出前講座実施等により、制度や介護サービスの利用方法などを伝え、本人・家族が性差に捉われず社会参加できるよう促進できました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 パネル展、憲法及び人権週間記念講演と映画つどい、男女平等参画センターで実施する各種講座、男女平等参画情報誌オアシス、広報みなどさまざまな機会を捉えて啓発を行います。</p> <p>【国保年金課】 23区一体となった情報提供・情報収集を行います。</p> <p>【介護保険担当】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、新たな介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。</p>

		事業名	事業内容
5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。
		96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
		97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】	各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。
		98 人権身の上相談等の実施 【人権・男女平等参画担当】	人権擁護委員が人権身の上相談の相談員として、子どもの人権問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて取り組みます。

目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【人事課】 性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。</p>	<p>【人事課】 性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理として、適材適所の配置管理や成績主義による選考等の実施を徹底しました。</p>	<p>【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。</p>
<p>苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>	<p>苦情等申し出は1件でした。苦情処理委員が適切に対処しました。</p>	<p>苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター（リーブラ）の相談室「心のサポートルーム」では、平成27年度は約1,850件の相談があり、内容により適切な関係機関との連携により、問題の解決、悩みの解消につながるよう取り組みました。特に、平成27年度は、子ども家庭支援センターとの連携を深めるため、相談員を対象とした研修を実施しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も継続して「心のサポートルーム」の運用を進めます。寄せられる相談の内容の多様化、男性からの相談の増加、児童虐待の発見・通報を円滑に行うための関係機関などとの連携を強めていきます。</p>
<p>【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。支援部からの報告ならびに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p>
<p>【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、関係各課及び関係機関と連携を図り、継続して支援を実施します。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 支援部からの報告ならびに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を取り、支援を実施しました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p>
<p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に不安や悩みのある人をはじめ、高齢者や、障害児等で精神疾患のある家族がいる場合には、高齢者相談センターや子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、家庭訪問等を行い、健康状態や生活環境を把握し、今後の生活に必要な支援を行いました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 引き続き関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。</p>
<p>【子ども家庭課】 引き続き、関係各課及び関係機関が連携、支援を実施します。</p>	<p>【子ども家庭課】 相談者の意思を第一に考え、人権に配慮した対応をしています。また、関係機関と連携し、適切な支援を行っています。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、相談者の意思を尊重し、人権に配慮した対応をするとともに、関係機関との連携により、適切な支援を行います。</p>
<p>【指導室】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p>	<p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。</p>	<p>【指導室】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を充実させていきます。</p>
<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施しました。 相談件数 2件</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。</p>

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

施策の方向

事業名

課題1 人権を尊重する意識の醸成と擁護

1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供

99 人権尊重に関する意識啓発
100 ストーカー行為に関する意識啓発
101 児童虐待に関する意識啓発
102 女性のための防犯講座の実施《新規》

2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決

103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発
104 女性・子ども・家庭の相談充実
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲）

3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護

105 性的マイノリティに関する意識啓発《新規》

課題2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

1 暴力防止教育と啓発
責任項目6

106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷
108 デートDVに関する意識啓発《新規》

2 早期発見体制の充実と相談機能の強化

104 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲）
109 DV被害者支援体制ネットワークの充実
110 国際化に対応した相談体制

3 被害者を安全に保護する体制の整備

111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実

4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備

112 DV被害者の各種手続きの支援《新規》
113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知《新規》
114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援《新規》
34 ホームヘルプサービスの充実（再掲）
115 被害者へのカウンセリングの実施
116 二次被害防止体制の構築
37 母子生活支援施設入所実施（再掲）
38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲）
39 児童扶養手当の支給（再掲）
40 ひとり親就労支援の実施（再掲）

5 子どものケア体制の充実

117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進
118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実《新規》

6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
責任項目7

119 相談から自立までの一貫した支援
120 加害者更生プログラムの情報提供
121 相談員の体制と研修の充実
122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用

課題3 メディアにおける人権の尊重

1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ

123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用
124 メディアへの働きかけ

2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成

125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発
126 情報モラル教育の推進《新規》

課題4 生涯を通じた男女の健康支援

1 年代に応じた男女の健康づくりの支援

127 健康教育の実施
128 健康手帳の交付
129 健康診査・各種がん検診の実施

2 互いの性や健康に関する理解の促進

130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供
131 性感染症等に関する啓発・情報提供

3 女性の生涯を通じた健康支援

132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施
133 母子健康手帳の交付と健康相談
134 両親学級など母子健康教育
135 妊娠に関する費用の助成
136 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
137 産後母子ケア事業《新規》
138 養育支援訪問事業の実施

		事業名	事業内容
目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	99 人権尊重に関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画条例の基本理念の第一が人権の尊重と性別による差別的取扱いの解消です。性同一性障害者を含むすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることができ、地域社会をつくるために、広報誌等を活用して意識啓発をさらに進めます。
			100 ストーカー行為に関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】 広報誌への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展等で啓発を図ります。また、講座の開催やパンフレット等を配布します。
			101 児童虐待に関する意識啓発【子ども家庭支援センター】【人権・男女平等参画担当】 児童虐待は発見した人が子ども家庭支援センター等に通告する義務があります。本来子どもを守るべき身近な大人から受ける児童虐待は表面化しにくいいため、地域住民や子ども自身が権利侵害として認識し、適切な対処ができるよう、発見者の通告義務も含め啓発を進めます。
			102 女性のための防犯講座の実施【危機管理・生活安全担当】 痴漢やひったくり、リベンジポルノ、強制わいせつなど、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を実施します。
	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】【人事課】【指導室】 区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。	

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。	憲法及び人権週間記念講演と映画つどいや広報みなと、ホームページを活用して啓発しました。 ・憲法週間記念講演のつどい 平成27年5月14日（木）赤坂区民センター区民ホール 170名参加 ・人権週間記念講演と映画のつどい 平成27年12月10日（木）高輪区民センター区民ホール 169名参加	広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。
広報みなとに啓発記事を掲載するとともに、男女平等参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせてパネル展を開催します。	ストーカー被害の相談対応や、加害者であるストーカーの更生に向けた取組を行っている講師による講座を開催しました。この講座には、三田警察署職員や、リーブラの相談員も同席し、ストーカー被害の最新の情報や対応の事例などについての理解を深めました。	今年度も、11月の女性に対する暴力防止月間を中心に、ドメスティック・バイオレンス防止関連に関する講座と展示を実施します。
【子ども家庭支援センター】 医療・保健機関、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を強化し、要保護児童等への職員の対応力向上を図ります。 また、いじめ・児童虐待防止の啓発活動を関係機関と協力して実施します。	【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の実務者会議や研修を開催し、医療、保健機関、教育委員会をはじめとする児童に関わる関係機関職員の要保護児童等への対応力向上を図りました。 11月の児童虐待防止推進月間には、民生・児童委員、大学、東京都、教育委員会と合同の「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」や、東京都と共催で「いじめ・児童虐待防止映画会」を実施し、区民に啓発しました。	【子ども家庭支援センター】 実務者会議（年2回）、関係機関向け研修（年5回）を実施し、関係機関との連携を強化し、要保護児童等への職員の対応力向上を図ります。 また、いじめ・児童虐待防止の啓発活動を関係機関と協力して実施します。（いじめ・児童虐待防止キャンペーン、いじめ・児童虐待防止講演会）
【人権・男女平等参画担当】 保育園や幼稚園向けの出前講座のプログラムに「児童虐待とその対応」を設け、関係各所に案内します。希望に応じて講座を開催し、基礎知識やサインのキャッチ、対処法、いざという時に役立つ情報を知り、学んでもらえる講座を開催します。	【人権・男女平等参画担当】 目標に記載した「児童虐待とその対応」についての出前研修の開催希望の依頼はありませんでした。子ども家庭課、子ども家庭支援センターの職員を講師として、児童虐待等についての研修を相談員向けに実施しました。	【人権・男女平等参画担当】 平成28年度も引き続き保育園・幼稚園向けの出前研修のメニューに組み込みます。また、相談室の運営については関係部署との調整・情報共有を逐次行います。
区内在住・在勤・在学女性向けに、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を2回開催します。	次のとおり2回開催しました。 女性が教える女性のための護身（心）術講座 対象 区内在住・在勤・在学で10歳以上の女性 日時 ①2月5日（金）午後6時30分～8時45分 ②2月7日（日）午前10時～12時15分 （同内容） 場所 男女平等参画センターリーブラホール 参加費 ①、②ともに無料 参加人数実績 ①8名 ②18名	内容の詳細は未定ですが、区内在住・在勤・在学女性向けに、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を2回開催します。
【人権・男女平等参画担当】 女性に対する暴力防止月間にあわせて、館内掲示による啓発事業を行います。区民・利用者への周知を図り、身近にある問題であることを理解してもらえる内容にします。また、企業向け出前講座として、希望に応じ「ハラスメントのない職場づくり」を実施し、予防と啓発に努めます。	【人権・男女平等参画担当】 目標に記載したもののの中では、企業向けの出前研修において「ハラスメント予防講座」を管理職向けに開催しました。	【人権・男女平等参画担当】 今年度も、企業向けの出前講座では、ハラスメント予防の学習を目的とした研修メニューを維持します。最近では、セクハラだけでなく、パワーハラスメント、モラルハラスメントに対する学習機会を求める傾向もあるため、依頼者の希望内容に応じて対応していきます。
【人事課】 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止を含めたハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。	【人事課】 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けたハラスメント防止週間を6月に実施し、あわせて、各課の庶務担当係長を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。各課庶務担当係長は、課内の全職員に対し、職場内研修を実施し、意識啓発と浸透を図りました。	【人事課】 引き続き、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けたハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】	区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。
			104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
		3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	105 性的マイノリティに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	身体の性（生物学的性）と心の性（性の自己意識）が一致しない、恋愛対象の性が異性ではないなど性のあり方は多様です。性同一性障害、性的指向が同性または両性等の性的マイノリティといわれる人々への理解を深め偏見と嫌がらせをなくすため、広報紙や講座等で啓発を進めます。
	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【指導室】 区広報紙や男女平等参画情報誌等による啓発を進めることにより、職場だけでなく地域や学校でも起こるセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>	<p>【指導室】 平成27年9月に、港区立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要領に、新たにパワー・ハラスメントの防止規定を加えた際に、港区立幼稚園、小・中学校の教職員に本制度を周知しました。 また、年2回小・中学校実施した含む防止研修において、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する認識と理解を深めました。</p>	<p>【指導室】 校長会や服務の研修を通じて、教職員に対しセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>
<p>【子ども家庭課】 産業カウンセラー、臨床心理士等の有資格者の相談員を配置し、家庭におけるさまざまな相談に対応します。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 今後も相談等の件数は増加することが想定されますが、適切に対応します。 また、平成27年度は「みなと子ども相談ねっと」の利用啓発を引き続き行い、利用増を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 あらゆる相談に応じ、関係機関に的確につながります。</p> <p>【指導室】 あらゆる相談に応じ、関係機関に的確につながります。</p>	<p>【子ども家庭課】 産業カウンセラーや臨床心理士等、有資格者を相談員として配置し、家庭におけるさまざまな相談に対応しています。 また、相談者の状況、問題等に応じて、必要な支援を行うため、児童相談、母子保健、教育相談の担当部署や男女平等参画センターの相談室と連携するなどして、必要な支援につないでいます。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 「みなと子ども相談ねっと」の相談件数は、62件でした。子どもからの相談について、積極的に啓発活動を行い、周知を図りました。 各施設で随時職員による相談に応じ、関係機関に適切につながりました。また、必要に応じて臨床心理士や保健師を学校等の関係機関に派遣して相談を行いました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 「心のサポートルーム」に寄せられるあらゆる相談には、その内容に応じて専門機関を紹介するなど、相談者の悩みの解消や問題の解決につながるような対応を行いました。</p> <p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者を相談員として配置することで、専門性を発揮し、家庭におけるさまざまな相談に対応します。また、相談者の状況、問題等に応じて、必要な支援を行うため、関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 安心して身近に相談できる場所があることを広報やホームページに掲載、リーフレットを配布し周知します。 あらゆる相談に応じ、関係機関に適切につながります。 専門講師の指導の下、演習や研修を行い、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、継続して相談事業の運営にあたります。相談件数の増加傾向、また、男性からの相談も増加しており、さまざまな相談に的確に対応できるよう、相談員研修等を実施し、相談事業の充実を図ります。</p> <p>【指導室】 引き続き相談内容に応じ、適切な関係機関につながります。</p>
<p>苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>	<p>苦情等申し出は1件でした。苦情処理委員が適切に対処しました。</p>	<p>苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>
<p>企業のCSR活動や人事採用等の経営戦略の観点にセクシュアル・マイノリティを取り入れていく大切さと重要性を考える講座を開催します。あわせて広報紙、情報誌オアシスにより啓発を進めます。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」での関連記事の掲載に加え、学校・教育現場におけるLGBT理解の推進、さらに企業におけるLGBT社員の対応を念頭において、対応や人材活用方法についての講演会を開催しました。両講座とも多くの人が参加し、このテーマへの関心の高さ、確かな情報を求めている人の多さを感じる結果となりました。</p>	<p>前年度の結果を受けて、LGBTへの理解を深める講座を今年度も開催します。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 広報みなどに啓発記事を掲載するとともに、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせてパネル展や啓発講座を開催します。また啓発用品を各総合支所等で配布し、さらに周知に努めます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 11月にドメスティック・バイオレンスの相談対応や、加害者更生の取組を行う講師による講座を開催しました。国立女性教育会館が所有するパネルを使用した人身売買のパネル展示を開催しました。衝撃的なテーマではありますが、区民の「身近な問題」であるという事実を知ってもらう機会となりました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、ドメスティック・バイオレンス防止関連に関する講座と展示を実施します。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】
			男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。
			107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷 【子ども家庭課】
		108 デートDVに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【子ども家庭課】	外国人のために家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを適宜増刷します。
			ストーカー行為や婚姻後のDVにつながるデートDVについて、若い世代を中心に広く広報誌や講座等で啓発を進めます。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、パンフレット等を配布し、情報提供に努めるとともに、職員ドメスティック・バイオレンス理解の促進に努めます。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 引き続き人権や男女平等の観点から、ドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報を発信して防止に努めます。</p> <p>【子ども家庭課】 パネル展等で、ドメスティック・バイオレンスのガイドブックや家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のパンフレット等を配布し、ドメスティック・バイオレンスの予防啓発に努めます。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り対応しました。また、正しい知識の習得のために情報収集し、適切な対応に努めました。また、住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置事務は的確に処理しました。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 パンフレット等の配布により、人権や男女平等の観点にたったドメスティック・バイオレンスの防止についての認識と情報提供に努めました。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 パンフレット等の配布により、情報提供に努めました。研修や講演会は、業務の状況により十分参加できませんでしたが、要保護児童対策実務者会議などにより最新の情報の把握、連携に努めています。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 フロア案内業務での通訳により外国人にも適切に業務案内を行うとともに、日本人と同様に、区の男女平等・人権施策を理解し協力してもらうよう、支所区民課から発信に努めました。</p> <p>【子ども家庭課】 パネル展等でドメスティック・バイオレンスのガイドブックや家庭相談センターのリーフレット等を配布し、ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であることを含む正しい認識をもってもらい、予防につながるよう啓発活動に努めました。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 今後も継続的なドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発の促進に努めます。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスのガイドブックや家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレット配布を引き続き実施します。特に、6月の男女平等参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。</p>
<p>既存のパンフレットの内容を更新し、英語版1,000部、韓国語版500部を作成します。</p>	<p>外国籍の相談者へ周知するため、家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを英語版1,000部、韓国語版500部増刷し、窓口で配布しました。</p>	<p>外国籍の相談者向けリーフレットがあることについて関係機関に周知を徹底するとともに、内容に変更があれば適切に修正し、最新の情報を提供します。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 中学・高校・大学・専門学校等の生徒や教職員向けに、「デートDV防止のための出前授業」を行います。学校・教育関連施設に案内し、希望に沿って開催します。</p> <p>【子ども家庭課】 デートDVを含めたドメスティック・バイオレンスの手のひらサイズのリーフレットを作成配布し、若い世代への啓発を図ります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 学校・教育機関向けの「デートDV防止のための出前授業」は区内高校向けの1件だけの実施でした。講演は「いのちと性」という授業の一環で行いました。</p> <p>【子ども家庭課】 デートDVを含めたドメスティック・バイオレンスに関する手のひらサイズのリーフレットを1,000部作成、配布し、配偶者等からの暴力被害に対する啓発活動を実施しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、区内の学校、教育機関向けのデートDV防止のための出前授業を実施します。</p> <p>【子ども家庭課】 平成27年度に作成した手のひらサイズのリーフレットを医療機関をはじめとする関係機関へ積極的に配布し、配偶者等からの暴力被害に対する啓発活動を実施します。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実(再掲) 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】
			家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。
			109 DV被害者支援体制ネットワークの充実 【子ども家庭課】
			DV被害者支援地域協議会において、関係機関との情報共有、ケース検討等を行います。
			110 国際化に対応した相談体制 【子ども家庭課】
			相談窓口の多言語化を進めるなど国際化に対応した相談体制を構築します。
	3 被害者を安全に保護する体制の整備	111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実 【子ども家庭課】	DV等における緊急一時保護施設を広域を含め確保します。
	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	112 DV被害者の各種手続きの支援 【子ども家庭課】	DV被害者から住民票支援措置や国民健康保険加入の相談があった場合、関係部署と連携し、相談証明書の交付や支援措置申請書への押印を行います。 また、外国人等の就学手続きでは必要に応じて担当部署へ同行し、手続きの支援を行います。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【子ども家庭課】 産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者4～5名を相談員に配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 今後も相談等の件数は増加することが想定されますが、適切に対応します。また、平成27年度は「みなと子ども相談ねっと」の利用啓発を引き続き行い、利用増を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 あらゆる相談に応じ、関係機関に的確につなげます。</p> <p>【指導室】 あらゆる相談に応じ、関係機関に的確につなげます。</p>	<p>【子ども家庭課】 産業カウンセラーや臨床心理士等、有資格者を相談員として配置し、家庭におけるさまざまな相談に対応しています。また、相談者の状況、問題等に応じて、必要な支援を行うため、児童相談、母子保健、教育相談の担当部署や男女平等参画センターの相談室と連携するなどして、必要な支援につないでいます。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 「みなと子ども相談ねっと」の相談件数は、62件でした。子どもからの相談について、積極的に啓発活動を行い、周知を図りました。各施設で随時職員による相談に応じ、関係機関に適切につなげました。また、必要に応じて臨床心理士や保健師を学校等の関係機関に派遣して相談を行いました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 「心のサポートルーム」に寄せられるあらゆる相談には、その内容に応じて専門機関を紹介するなど、相談者の悩みの解消や問題の解決につながるような対応を行いました。</p> <p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者を相談員として配置することで、専門性を発揮し、家庭におけるさまざまな相談に対応します。また、相談者の状況、問題等に応じて、必要な支援を行うため、関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 安心して身近に相談できる場所があることを広報やホームページに掲載、リーフレットを配布し周知します。あらゆる相談に応じ、関係機関に適切につなげます。専門講師の指導の下、演習や研修を行い、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、継続して相談事業の運営にあたります。相談件数の増加傾向、また、男性からの相談も増加しており、さまざまな相談に的確に対応できるよう、相談員研修等を実施し、相談事業の充実を図ります。</p> <p>【指導室】 引き続き相談内容に応じ、適切な関係機関につなげます。</p>
<p>港区DV被害者支援地域協議会代表者会議1回、実務者会議2回を実施し、必要に応じてケース検討会議を設け、関係機関の連携を強化し、的確かつ迅速な被害者対応に努めます。</p>	<p>港区DV被害者支援地域協議会代表者会議1回、実務者会議2回を実施し、必要に応じて個別ケースの検討会議を開催するなど、関係機関と情報を共有し、迅速かつ的確な被害者対応をめざし、警察をはじめとする関係機関との連携強化に努めています。</p>	<p>引き続き、港区DV被害者支援地域協議会代表者会議・実務者会議、ケース会議を開催し、関係機関が連携して迅速かつ適切な対応に努めます。また、実務者へ、DV被害者支援についての知識や情報を提供し、事例検討を実施するなど、ケース対応力の向上に努めます。</p>
<p>英語以外の言語を使う外国人ドメスティック・バイオレンス被害者には、東京都発行の「外国籍DV被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を図ります。</p>	<p>英語以外の言語を使う外国人ドメスティック・バイオレンス被害者には、東京都発行の「外国籍DV被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援に努めていますが、外国語での対応が必要な相談者の実績はありませんでした。</p>	<p>引き続き、英語以外の言語を使う外国人ドメスティック・バイオレンス被害者には、東京都発行の「外国籍DV被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を図ります。</p>
<p>必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援します。</p>	<p>平成27年度は、ドメスティック・バイオレンス等の保護を目的とし、新宿区と墨田区の施設を広域利用して、被害者と児童の安全を確保しました。</p>	<p>引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援します。</p>
<p>関係部署と連携し円滑かつ迅速な支援に努めます。同行が必要な場合は、港区DV被害者同行支援事業実施要綱に基づき必要な手続きをスムーズに行えるよう支援します。</p>	<p>平成27年度は、各地区総合支所をはじめ、法律事務所、家庭裁判所、婦人寮、年金事務所、ドメスティック・バイオレンス被害者が安定した生活を送れるよう、必要な手続き等の支援を行いました。</p>	<p>関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者や児童が必要とする手続きや施設等への同行訪問を行い、安定した生活を送るための支援を迅速に行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。
			114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援 【住宅担当】 【国保年金課】 【学務課】	DV被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行います。また、区営住宅の申込み資格がDV被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行います。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【保健福祉課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【介護保険担当】 住民基本台帳法を理解し、適切に取り扱うことで、介護に関して生じる配偶者等による暴力の根絶に努めます。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【健康推進課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【税務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 公職選挙法による名簿閲覧制度については、確認の上配慮を行います。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【保健福祉課】 被害者の生活の安全を図りながら住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【介護保険担当】 区民課から住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置の対象者情報の提供を受けて、対象者のうち65歳以上の第1号被保険者について、介護保険システムにて適切に管理し、被害者等の安全を図りました。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【健康推進課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【税務課】 住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。情報漏えい等の事故はありませんでした。</p> <p>【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 選挙人名簿を閲覧に供する際は、対象者をリストから除いた名簿を調製し対応しました。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。担当者用支援措置対象者名簿を引き続き適切に管理し、住民票を利用して業務を行う各部署と同名簿により情報共有を図ります。</p> <p>【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【介護保険担当】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護システムにて適切に管理し、安全を図っていきます。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【税務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 引き続き、選挙人名簿を調製する際は対象者を除いた名簿を調製することで、被害者の情報保護に努めます。</p>
<p>【住宅担当】 区営住宅の申込み資格について、ドメスティック・バイオレンス被害者は単身で申し込めることを募集のしおり等で引き続き周知します。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p>	<p>【住宅担当】 ドメスティック・バイオレンス被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行っています。また、区営住宅の申込み資格がドメスティック・バイオレンス被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行いました。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、適切な情報提供と支援に努めました。</p>	<p>【住宅担当】 引き続き、区営住宅の申込み資格について、ドメスティック・バイオレンス被害者は単身で申し込めることを募集のしおり等で引き続き周知します</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援 【住宅担当】 【国保年金課】 【学務課】	DV被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行います。また、区営住宅の申込み資格がDV被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行います。
			34 ホームヘルプサービスの充実(再掲) 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
			115 被害者へのカウンセリングの実施 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、産業カウンセラーやキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、DV被害者への相談を実施します。DV被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、DV被害者の自立を支援します。
			116 二次被害防止体制の構築 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。
			37 母子生活支援施設入所実施(再掲) 【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。
			38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付(再掲) 【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性等に対して生活・就学・修学等に対して必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
			39 児童扶養手当の支給(再掲) 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施(再掲) 【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【学務課】 被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>	<p>【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学案内等の支援を行いました。</p>	<p>【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>
<p>サービスを必要とするひとり親家庭の父または母の利用が一部に偏ることのないように、要綱の見直しを行い、ひとり親家庭に広く周知し、適切に利用できるよう努めます。</p>	<p>平成27年度の新規登録数は、41件でした。うち1件がドメスティック・バイオレンス被害者の世帯です。 ひとり親家庭の家事、育児支援を広く利用してもらえるよう、児童扶養手当等の申請時に案内を配布するなど、周知に努めています。</p>	<p>サービスを必要とするひとり親家庭の父または母の利用が一部に偏ることのないように、ひとり親家庭に広く周知し、適切に利用できるよう努めます。</p>
<p>産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者4～5名を相談員に配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。</p>	<p>産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者4～5名を相談員に配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施しています。</p>	<p>引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者4～5名を相談員に配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。 相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、個々の相談対応力のレベルアップを図ります。</p>
<p>電話対応、書類発行、送付等においては、個人情報について十分な注意を払い、二次被害の防止に努めます。</p>	<p>電話対応、書類発行、送付等においては、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、二次被害の防止に努めており、個人情報漏えい等の事故は起きていません。</p>	<p>引き続き、電話対応、書類発行、送付等においては、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、二次被害の防止に努めます。</p>
<p>母子の生活状況、必要性等を丁寧に聞き取り、的確な施設を選択し、ドメスティック・バイオレンス被害者や母子の生活安定を図ります。</p>	<p>事業を通してドメスティック・バイオレンス被害者及びひとり親家庭の生活安定を支援しました。平成27年度にドメスティック・バイオレンス被害により保護した件数は、4件でした。</p>	<p>引き続き、母子の生活状況、必要性等を丁寧に聞き取り、的確な施設を選択し、ドメスティック・バイオレンス被害者や母子の生活安定を図ります。</p>
<p>適正な審査とともに、正確かつ円滑な貸付業務に努め、制度を必要とするひとり親家庭へ支援をします。また、貸付金償還業務において、定期的な督促状送付、催告通知を実施し東京都及び港区債権管理条例に従って適正な債権管理を行います。</p>	<p>平成27年度の母子及び父子福祉資金については、修学資金が90件、就学支度資金が7件あり、合計97件、68,280,320円の貸付がありました。女性福祉資金については、修学資金4件の貸付がありました。 貸付償還業務において、港区債権管理条例に従い、債権管理を行っています。母子及び父子福祉資金の返還状況において、収入率は前年度を上回っています。</p>	<p>引き続き、適正な審査とともに、正確かつ円滑な貸付業務に努め、制度を必要とするひとり親家庭へ支援をします。また、貸付金償還業務において、定期的な督促状送付、催告通知を実施し東京都及び港区債権管理条例に従って適正な債権管理を行います。</p>
<p>対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>	<p>対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成27年度未受給者数 1,089名</p>	<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>
<p>ハローワーク等関係機関との連携体制の下、求人情報やハローワークの制度等の情報提供を行い、ひとり親の就労を支援します。</p>	<p>港区生活・就労支援センターを通して、ハローワーク等関係機関との連携体制の下、事業を運営しており、ひとり親の就労支援を行っています。</p>	<p>対象者の状況や希望を面接で丁寧に聞き取ったうえで、ハローワークや港区生活・就労支援センター、生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親の就労を支援します。</p>

		事業名	事業内容	
目 標 3 人 権 の 尊 重 と 生 涯 を 通 じ た 健 康 を 支 援 す る	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	5 子どものケア体制の充実	117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進 【子ども家庭支援センター】	子どもに関わる様々な機関が連携して、要保護児童等の早期発見、早期対応、及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や研修の充実等により、関係機関の支援力の強化を図ります。
			118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実 【指導室】	各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーがいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くことによって心のケアを進めます。
		6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 【責任項目7】	119 相談から自立までの一貫した支援 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるDV被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。
			120 加害者更生プログラムの情報提供 【子ども家庭課】	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し広報誌等で情報提供します。
			121 相談員の体制と研修の充実 【子ども家庭課】	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加します。職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行います。また、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を図ります。
		122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用 【子ども家庭課】	都道府県及び民間の関係団体等との連携を図ります。	
3 メディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ	123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用 【各課】	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。	
		124 メディアへの働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	区内に民間キー局、広告業界などメディアが集結する情報発信集積地の区として、人権尊重、男女平等参画の視点による情報の発信についての取組を検討します。	

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
医療・保健機関、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を強化し、要保護児童等への職員の対応力向上を図ります。 また、いじめ・児童虐待防止の啓発活動を関係機関と協力して実施します。	要保護児童対策地域協議会の実務者会議や研修を開催し、医療、保健機関、教育委員会をはじめとする児童に関わる関係機関職員の要保護児童等への対応力向上を図りました。 11月の児童虐待防止推進月間には、民生・児童委員、大学、東京都、教育委員会と合同の「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」や、東京都と共催で「いじめ・児童虐待防止映画会」を実施し、区民に啓発しました。 「児童虐待防止マニュアル」の改訂を行いました。	実務者会議（年2回）、関係機関向け研修（年5回）を実施し、関係機関との連携を強化し、要保護児童等への職員の対応力向上を図ります。 また、いじめ・児童虐待防止の啓発活動を関係機関と協力して実施します。（いじめ・児童虐待防止キャンペーン、いじめ・児童虐待防止講演会） 昨年度改訂した「児童虐待防止マニュアル」を関係機関に配布し、支援力の強化を図っていきます。
スクールカウンセラーによる教育相談を充実させることで児童・生徒の悩みの解決をめざします。	スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を行いました。小学校第4学年、第5学年、中学校第1学年、第2学年においては、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、いじめや不登校等の未然防止に努めました。	スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を充実させ、児童・生徒の悩みの解決をめざします。今年度も小4、小5、中1、中2の面接を実施します。
産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、丁寧な相談から関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立まで一環した支援の充実を図ります。	産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、相談面接で丁寧な聴き取りを実施することで、正確な情報を把握し、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立まで一環した支援の充実を図っています。	引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、相談面接で丁寧な聴き取りを実施することで、正確な情報を把握し、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立まで一環した支援の充実を図ります。
相談窓口で、ドメスティック・バイオレンス加害者更生プログラムや感情コントロールに関する情報を提供し、ドメスティック・バイオレンス再発防止に努めます。	更生教育プログラムの内容や実際に加害者のための更生教育プログラムを受けられる機関についての情報収集を行い、ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談に対して、適切な情報提供を行うことで、ドメスティック・バイオレンスの再発に努めています。	加害者更生プログラムを実施している団体からの情報やアンガーコントロールについての知識を得て、広報誌等で情報提供し、配偶者等への暴力防止の啓発に努めます。
産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者の相談員を4～5名配置します。また、内閣府や東京都等が実施する専門研修に積極的に参加し、相談業務の充実と専門分野の研鑽に努めます。	相談員5名全員が、産業カウンセラーやキャリアカウンセラー等の資格を有しています。 内閣府や東京都のほか、関係機関が実施する専門研修に参加し、専門的な知識や情報を習得することで、専門性の強化に努めました。 また、専門相談員による勉強会や臨床心理士のスーパーバイズを実施し、相談員のスキルアップを図りました。	内閣府や東京都のほか、関係機関が実施する専門研修に積極的に参加し、専門性の強化に努めます。 また、専門相談員による勉強会や臨床心理士のスーパーバイズを定期的に行い、相談員のスキルアップを図ります。
東京都のブロック婦人相談員研修に参加し、他自治体との情報交換をし、必要に応じて他府県の婦人相談員と連携し被害者を支援します。	東京都のブロック婦人相談員研修に参加し、他自治体との情報交換をし、必要に応じて他府県の婦人相談員とも連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援を行っています。	引き続き、東京都のブロック婦人相談員研修に参加し、他自治体との情報交換をし、必要に応じて他府県の婦人相談員とも連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援を行っています。
性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。	パンフレット等作成時には、性別などに基づく固定観念にとらわれない視点で作成にあたりました。	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
区民とメディアの対話について、シンポジウムなど、効果的な手法を男女平等参画センターを交えて検討します。	メディアを区民向け講座の企画実施に巻き込むことはできませんでした。一方で、開催講座の案内を大手新聞各社の社会部門に送付することで、取材や開催講座の情報を掲載するなどの実施上の協力関係を強めることができました。区外からの講座参加者も一定程度いる中で、こうしたメディアを通じた広報の効果は高まっていると感じました。	今年度も、メディアを活用した情報の発信を積極的に行い、リーブラの事業を区外に発信します。

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	3 メディアにおける人権の尊重	2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発 【人権・男女平等参画担当】	情報をそのまま受け取るのではなく、つくられる過程、仕組み、背景を自ら積極的に知り、情報を発信できる力を身につけるよう講座開催等を通じて支援します。
			126 情報モラル教育の推進 【指導室】	子どもたちの間で急速に普及しているソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を実施します。
	4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援	127 健康教育の実施 【健康推進課】	健康づくりから生活習慣病予防まで、知識の普及啓発と実践のため、専門医・栄養士・保健師等による講座を開催します。
			128 健康手帳の交付 【健康推進課】	若い世代から健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上を対象に交付します。
			129 健康診査・各種がん検診の実施 【健康推進課】	健康診査等を実施し、生活習慣病の予防・改善を推進します。 胃がん・肺がん・大腸がん・喉頭がん検診のほか、女性には子宮頸がん・乳がん検診、男性には前立腺がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。
		2 互いの性や健康に関する理解の促進	130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供 【人権・男女平等参画担当】	女性の生涯にわたる健康と権利について広報誌や講座等で啓発・情報提供を進めます。
		131 性感染症等に関する啓発・情報提供 【保健予防課】	早期発見と予防のために、エイズ・性感染症検査の機会と場所を提供していくとともに、若い世代を中心とした幅広い年齢層への知識の普及啓発を行います。	
	3 女性の生涯を通じた健康支援	132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 【健康推進課】	女性の健康講演会など女性の健康に関する健康教育を進めます。またすべての区民を対象に行っている相談において内容が多岐に渡る場合に相談者が同じ話を何度もしなくてよいよう、また、迅速な対応ができるように、相談窓口の連携をします。	

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
テレビやインターネットの情報は社会や子どもたちにどのような影響を与えてきたのか、これからのメディアにはどんな可能性があるかを知り、適切に処理できるよう、リテラシーの重要性とあわせて伝える内容の講座を開催します。	メディア・リテラシーについての講座を2つ開催しました。1つは誰もが発信者側となる時代におけるリテラシーの重要性を説く講座と、まだリテラシーについての理解が少ない子ども世代への教育としてのカナダのプログラムを用いた親子向け講座として実施しました。	今年度は、メディア・リテラシー講座は1講座以上開催する予定です。
全小中学校でセーフティ教室を実施します。	全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、生活指導における安全対策協議会において、幼・小中学校の教員のみならず、PTAや警察職員が一堂に会し、「子どもたちを取り巻くネット環境」と題し、Twitter・LINE・スマートフォンの危険性について最新事例とその対応法を交えて講演会及び、情報共有を行いました。	全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、安全対策協議会においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。
多くの区民が利用できるように内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。	実施回数及び参加者数 健康講座：計7回実施、延べ142名参加 健康サポート教室：計7日実施、延べ216名参加 栄養指導講習会：8回 246名 離乳食づくり方講習会：24回 725名 乳幼児食事相談会：28回 270名	区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。
若い世代から幅広い年代層の健康管理に役立てるため、20歳以上の人へ交付します。	健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上の人に交付しました。	引き続き、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上の人に交付します。
より多くの区民が受診できるよう、環境整備を進めるとともに、各種媒体を活用した広報を実施し、広く周知できるよう努めます。	広報みなとや港区ホームページでの広報のほか、各種検診の対象者へ個別にお知らせを送付する等の周知を行いました。	引き続き、区民が受診しやすい体制に努め、より多くの区民が受診できるよう、広報等で情報提供を行います。
年代ごとの身体の変化、ライフステージの変化、キャリアの考え方などについて、総合的な情報発信を行う講座を実施し、女性の生涯にわたる健康と活躍支援を行います。同様の内容で、企業向け出前講座のプログラムにも加えます。	女性向け講座として開催しました。また、企業向け出前講座でも依頼を受けて実施するなど、複数のテーマと一緒に考えることで見えてきたものが、企業や在勤者に求められていると感じる結果となりました。	今年度は、高齢出産をテーマにした講座を開催します。また、団体育成支援事業では、不妊治療に悩む方々、死産・流産経験者を対象にした講座を実施する団体に助成金を交付します。企業向け出前講座では、引き続き女性の健康と生涯キャリアの構築について考えるテーマを継続します。
引き続き、性感染症予防等についてPRを行い、中学校・高校・大学での啓発に加え、町会へのチラシ配布等を行い、各世代の視点に立った事業を実施していきます。また、生涯学習センターで実施しているHIV即日検査に加え、保健所でのHIV即日検査を新たに実施していくことで、より多くの人に検査機会を提供します。より分かりやすい広報を工夫しながら、広報みなとやホームページへの掲載、ポスター掲示、チラシ作成を実施していきます。	性感染症予防等について、広報みなとのホームページ掲載、ポスター掲示、チラシ配布等により、わかりやすい普及・啓発を行いました。性感染症予防等について、中学校・高校・大学等各世代の視点に立った事業を実施しました。HIV即日検査を実施し、多くの人に検査機会を提供できるようになりました。	性感染症予防等について、広報みなとのホームページ掲載、ポスター掲示、チラシ配布等により、わかりやすい普及・啓発を行っていきます。性感染症予防等について、中学校・高校・大学等各世代の視点に立った事業を実施していきます。HIV即日検査を実施し、より多くの人に検査機会を提供します。
女性の健康に関する健康教育を年2回開催予定です。多くの区民が利用できるよう、内容や実施方法の改善に努め、女性の健康づくりについて情報提供を行います。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。	実施状況 女性の健康づくり講演会：計2回開催、延べ36名参加 母子メンタルヘルス相談：計19回開催、延べ35組参加 グループお母さんの時間：計12回開催、延べ44組参加	女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりについて健康教育等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	3 女性の生涯を通じた健康支援	133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】
			妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。
			134 両親学級など母子健康教育 【健康推進課】
			母親学級や両親学級を開催し、妊婦とそのパートナーを対象に、二人がともに学び支え合い、前向きに子育てができるように、妊娠・出産・育児の知識や情報の提供をします。また、子どもを持つ喜び、育児に対する責任を実感し、育児に積極的に対応する方法を学びます。月齢や対象別に地域の仲間づくりの支援や情報交換を行う機会を積極的につくり、親の孤立化防止や不安の解消に努めます。また講座を開催し情報提供に努めます。
			135 妊娠に関する費用の助成 【健康推進課】
			妊産婦健康診査の費用の助成や特定不妊治療を行う夫婦の治療費の一部の助成を行います。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【芝地区総合支所区民課】 母子手帳交付時に必要なサービスの紹介、アンケート実施により、妊婦の今後の生活がイメージできるように支援するとともに、関係機関と連携し、必要な人には継続的な支援ができるようにしていきます。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。アンケート等から支援が必要だと把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、継続的な関わりを行い妊娠・出産・育児への支援を行いました。</p> <p>母子手帳交付件数 945件</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。</p>
<p>【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施し、妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。支援の必要性を把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、妊娠・出産・育児への支援を行いました。</p> <p>母子手帳交付件数 828件</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待防止に努めました。</p> <p>平成27年度実績 369件</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。</p>
<p>【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、妊婦健診の受診勧奨や妊娠時から出産後に利用できる母子保健事業の紹介、アンケートをもとに、適切な保健指導等を実施しました。また、必要時は関係機関と連携・協力しながら個別事情にも対応しました。</p> <p>平成27年度実績 母子健康手帳発行件数 737件</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 引き続き関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施し、妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行いました。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行います。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。</p>
<p>教室や講座を開催し、母親も父親も子どもも心身ともに健やかに過ごせることを目標に、情報提供を行います。</p>	<p>両親学級（年24回）、母親学級（年36回）、ふたごの会（年6回）、なかよし会（ダウン症の児と保護者の会）（年6回）、ぶちとまとの会（2,000g以下で生まれた児とその保護者の会）（年6回）の開催と、子育て講演会2回を開催しました。</p>	<p>引き続き、教室や講座を開催し、母親も父親も子どもも心身ともに健やかに過ごせることを目標に、情報提供を行います。</p>
<p>妊婦の経済的な負担軽減のために、継続実施します。また、安全な出産のために、妊婦健診の継続受診を案内していきます。</p>	<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出による妊婦健診受診票の交付及び母子保健事業の案内：3,457名 ・妊婦健診1回～14回の延べ受診数：34,406回 ・里帰りによる妊婦健康診査費用助成：561名 ・特定不妊治療費費用助成：812名 	<p>平成28年度から妊婦健診に「HIV抗体検査」及び「子宮頸がん検診」を追加しました。また、特定不妊治療費助成に「男性不妊治療」を追加しました。今後も妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。</p>

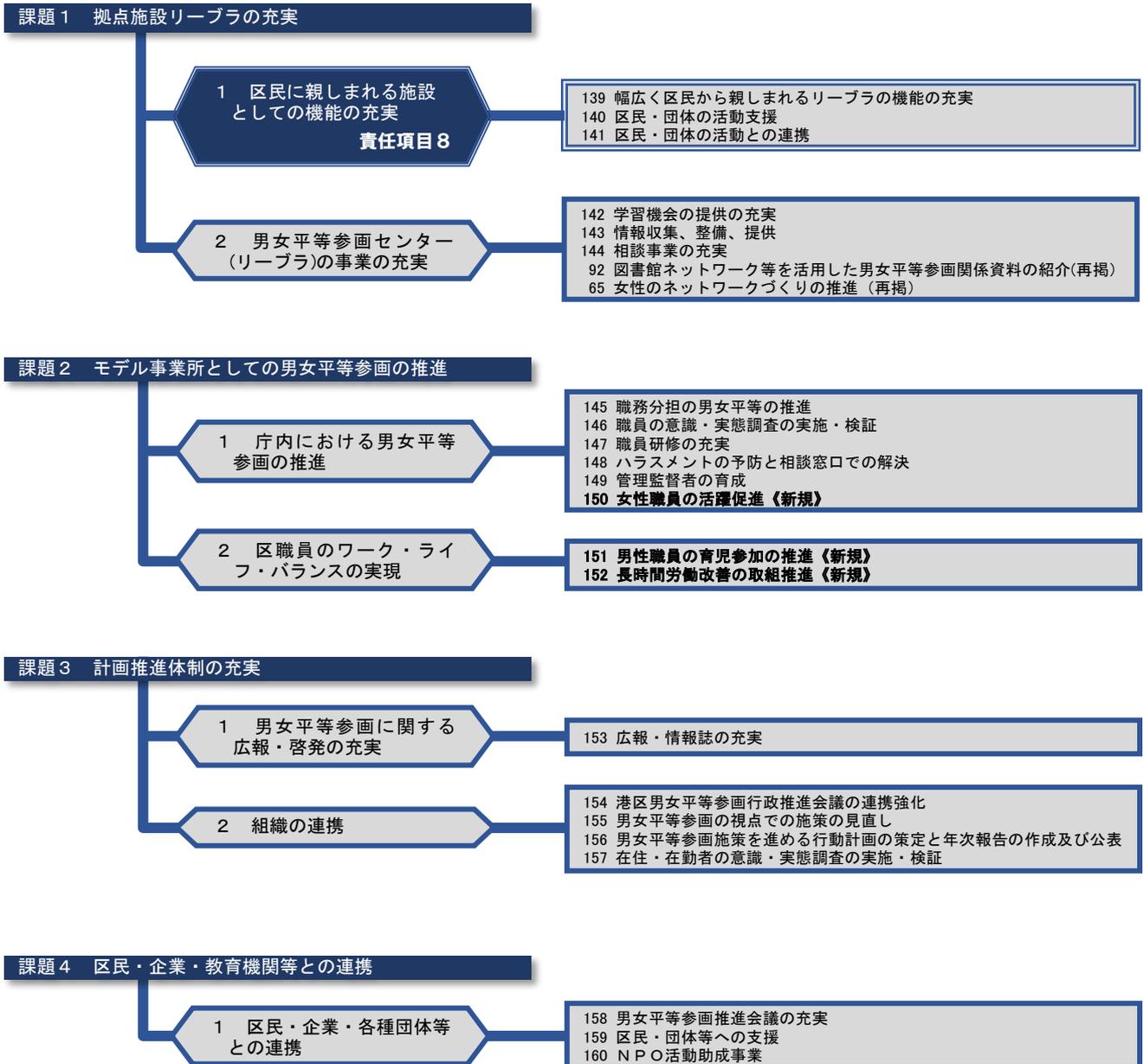
		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	3 女性の生涯を通じた健康支援	136 妊産婦・新生児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問) 【健康推進課】 母子保健法に基づく、妊産婦訪問、新生児等訪問指導と児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)を統合して実施します。港区に在住している生後4か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問し、児の計測、母乳相談、育児相談、母親自身のメンタル面を含めた体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図るとともに母親が前向きに育児に取り組めるよう支援します。
			137 産後母子ケア事業 【健康推進課】 産後4か月未満の母子を対象としたデイケアの開催、母子保健コーディネーターによる妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談(訪問)、関係機関とのネットワーク会議開催等を通じ、子育て世代の孤立化を防止し妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を構築し、安心して育児ができる環境を整備します。
			138 養育支援訪問事業の実施 【子ども家庭支援センター】 養育支援が特に必要であると判断した家庭に、ホームヘルパー、子育て・家族支援者、保健師、助産師等が訪問し、養育に関する援助を行います。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>出生通知の返信率を高め、訪問実施率の向上を図ります。</p>	<p>平成27年度の出生通知の返信率は89.7%（平成26年11月～平成27年10月）で平成26年度の90.8%と横ばいでした。訪問率は84.3%から93%に上昇しました。また、訪問した結果、継続支援が必要な人には再訪問を実施し、必要に応じて支所保健師等へ申し送りを行い、継続した支援が提供できるようにしています。</p>	<p>さらに出生通知の返信率を高め、訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。</p>
<p>母親が心身ともに安心して妊娠、出産、育児に取り組めるようになることを目標に、デイケア事業の開催、母子保健コーディネーターによる妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施します。</p>	<p>平成27年度はデイケア（サロン事業）（年12回：延べ457組、930名）、妊産婦の相談支援（1,046件：関係機関連絡も含む）、新米ママ健康相談（訪問）（69件）、関係機関とのネットワーク会議（年1回）を開催しました。</p>	<p>デイケア（サロン事業）開催の回数を増加します。引き続き、母子保健コーディネーター助産師による妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。</p>
<p>関係機関と連携し、支援が必要とされる家庭、要保護児童等への適切な支援を実施し、養育環境の改善・維持及び家庭の養育力向上をめざします。</p>	<p>妊娠出産時の育児支援については、4月から利用時間や利用区分を変更し、より利用しやすくなり、登録世帯は641件でした。養育困難家庭については、支援計画を作成し、定期的なモニタリングを行い、必要に応じて個別ケース検討会議を開いて適切な支援につなげた世帯は14件ありました。</p>	<p>みなと保健所のこんには赤ちゃん事業や関係機関と連携して、必要な支援を検討します。安心、安定した養育支援と、孤立、児童虐待の発生を予防し、適切な養育の実施を確保します。また、訪問支援者の質や専門性を確保するため、研修や講演会を計画します。</p>

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

施策の方向

事業名



		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。
		140 区民・団体の活動支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画のための区民及び団体の活動の拠点として、情報の提供や場の提供を行います。
		141 区民・団体の活動との連携 【人権・男女平等参画担当】	区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。
	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。
		143 情報収集、整備、提供 【人権・男女平等参画担当】	特色ある図書資料の収集・整備を図るほか男女平等参画に関する内外の情報を収集し、区民・団体に適切に提供します。
		144 相談事業の充実 【人権・男女平等参画担当】	自分自身、家族、仕事、人間関係など、様々な問題について、有資格者のカウンセラーが専門的見地からサポートします。
		92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>保育室の開放やマスコット・キャラクター「りぶら」の事業を通じたさまざまな場面での起用、図書資料として所蔵する映画作品のDVDを上映するシアターリーブラの開催、男性向けの講座、みなとパーク芝浦内の各施設の来館者にも興味をもってもらえる講座やイベントを開催し、効率的に利用者数を増やせるよう工夫します。</p>	<p>マスコットキャラクターの「りぶら」が区内のイベントに出演する機会が増えました。また、リーブラホールを有効に活用するため、シアターリーブラの実施、保育室の開放日の設定、保育園長等経験者を中心とした、「絵本の読み聞かせと子育て相談会」なども行ったことで、講座への集客が進みました。リーブラポストに寄せられた意見や、利用者アンケートの結果から見えてきた課題を検討しました。</p>	<p>昨年度に実施し、好評を得たいくつかの事業については、継続事業として今年度も実施します。また、今の時代にあった内容の講座を開催することで、リーブラの来館者の増加、新規来館者の開拓などにつなげます。</p>
<p>施設利用を目的に新規登録を希望する団体に、男女平等について積極的に関わってもらえるよう窓口説明や事業紹介を行います。また助成事業の決定者に事業実施支援を行い継続的な団体活動へつなげていきます。区内で活躍する団体との連携事業等により、新規団体の発掘に努めます。</p>	<p>新規登録は利用団体では増加しました。また、助成事業への応募件数、応募に占める新規団体の割合も増加傾向にあります。リーブラを拠点とした団体活動を充実させることが、区内における男女平等参画推進の担い手が増えるということを意識して支援・助言を行いました。</p>	<p>今年度も継続して団体の育成支援を目的に、男女平等参画センターの制度や目的について理解を促しながら、活動を支援します。</p>
<p>消費者センターと連携し、大規模イベントを実施します。運営協議会は11回開催予定です。助成事業は6団体（平成26年度審査）が採択され、事業を実施する予定です。</p>	<p>新施設に移転して初めての大規模事業として、区民との協働により実施する、「男女平等参画フェスタ in リーブラ2015」を開催しました。運営協議会は、11回開催しました。団体育成支援事業は、5企画採用しました。</p>	<p>今年度も、男女平等参画が区内により広がるような活動を行っている個人や団体へ積極的な支援を進めます。</p>
<p>講座は43企画、うち連続講座は13企画を予定しています。再就職支援、子育てと女性学、著者が語る話題の本、絵本の読み聞かせ等は継続講座に加えて新企画の講座を各種実施し、多様な層の参加を促します。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまなテーマの講座を30以上実施したほか、連続講座の割合を増やし参加者同士の交流や、地域内のネットワークづくりにつなげました。また、講座の開催方法として、座学を中心としたものだけでなく、グループワークなども積極的に取り入れました。家庭や職場で実践できるノウハウを提供しました。なお、参加者アンケートでは、男女平等参画センター（リーブラ）への初めての来館者が64%、講座に対して良い評価をした人が83.4%という結果でした。</p>	<p>女性活躍推進法の施行を受け、在勤者や企業向けの講座を充実します。特定非営利活動法人などをはじめとした外部機関との協力事業を実施し、内容の充実と幅広い層の利用につなげます。</p>
<p>図書550冊、映像資料12枚、雑誌130冊、購入予定です。図書貸出数は増加傾向にありますが、特に男女平等参画センター（リーブラ）所蔵図書の貸出数を伸ばします。ホームページや情報誌オアシスへの情報掲載、講座での案内など広報を強化し、広く図書資料室の存在を区内に広めます。</p>	<p>男女平等参画センターでは年間500冊以上の図書を購入しました。平成26年度中に行った、日本十進分類法に揃えたことや、資料室内の各所を活用した所蔵図書の案内、ディスプレイの工夫により、貸出件数は増加しました。</p>	<p>今年度も、継続して図書資料室の装飾や整理整頓を意識して行い、来館者に積極的な男女平等参画情報を発信していきます。</p>
<p>引き続き精神保健福祉士や臨床心理士、女性センターでの相談業務の経験者など、専門性の高い相談員並びに男性の相談員も配置し、相談者の希望に沿って対応します。法律相談については、男女平等に理解の深い弁護士を配置し、さまざまな問題に対応できる体制を整えていきます。</p>	<p>開室時間を増やしたことで、過去最高の相談件数を記録しました。相談をすべき状態にありながら、一步を踏み出すことができなかった人に、少しでも前に進んでいける機会となりました。</p>	<p>男性からの相談の増加や、相談内容の多様化が進む中、相談員の安全も確保しつつ、多くの人に利用してもらえるよう運用ルールを改訂します。また、今年度からは、法律相談に男性の弁護士を配置し、多様な相談に応じることのできる体制づくりを進めます。</p>
<p>図書資料の案内を情報誌オアシスなどに掲載して、ホームページやツイッターなどの電子媒体を通じて発信します。また、開催講座の内容やテーマにあわせて関連図書を会場で閲覧できるようにし、講座と図書資料室機能の相乗効果を促進します。図書コーナーには特設コーナーや講座関連の図書をわかりやすく展示し、周知を図ります。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」では、ブックレビューとして、毎月2冊の図書を紹介したほか、電子媒体での発信も例年よりも多く発信しました。新着図書のコーナーや、講座のテーマに関わる図書を集めた特設コーナーの模様を写真付きで発信したことへの反応の多さに、手ごたえが感じられました。</p>	<p>今年度は、各月で特設コーナーに開架するテーマを事前に設定します。また、リーブラ所蔵の本や図書資料を通じて、ジェンダーや男女平等参画に関心をもちてもらえるような書籍の選定や開架方法をさらに工夫します。</p>

		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	65 女性のネットワークづくりの推進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	145 職務分担の男女平等の推進 【各課】	各課は職務の分担を性別により配分・決定することをなくし男女平等を推進します。人事課は各課の事務分担等が男女平等になるよう働きかけを行います。
			146 職員の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】	担当課と連携をとりながら男女平等に関する区職員への意識・実態調査を実施し、その結果を啓発に反映させます。
			147 職員研修の充実 【人材育成推進担当】	男女平等参画についての認識を深め、人権感覚のさらなる高揚を図るための職員研修(区、特別区共同)を職層別など段階ごとに積極的にを行います。
			148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決 【人事課】	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの予防に向けて、啓発用のパンフレットやポスター等の配布及び啓発週間の実施により、意識の浸透を図ります。また、労使による苦情処理委員会を設置し、苦情相談窓口を中心とした適切な相談・苦情処理の体制を整備し、職員に周知します。
			149 管理監督者の育成 【人事課】 【人材育成推進担当】	職層別の研修で、男女平等についての正しい知識と管理監督者としての役割を認識できる研修を実施します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
利用者懇談会を年2回開催し、男女平等に関する課題や気付きを参加者同士の交流を通して共有し、連携を図ります。	利用者懇談会を2回開催しました。登録団体同士が活動内容を互いに知る機会となったほか、「学ぼう！男女平等」では、ノーベル平和賞を受賞したマララ氏が襲われた事件の経緯や、現在、イギリスで生活している様子を追ったドキュメンタリーの上映、男女平等指数の順位に関する解説を行い、男女平等についての知識と交流を深めました。	今年度も年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。
事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。	性別による職務分担はせず、男女平等を推進しました。	事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。
<p>【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。</p> <p>【人事課】 次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成32年に調査を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 人事課による職員研修アンケートの実施結果を反映させた啓発について検討しました。</p> <p>【人事課】 平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく、特定事業主行動計画の策定に向けて、仕事と子育ての両立支援及び女性職員の活躍推進に関する職員意識調査を平成28年2月に実施し、計画策定の資料として活用しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。</p> <p>【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画の改定にあわせて、平成32年に調査を実施します。</p>
引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画研修を実施します。	職層別研修の中で、男女平等参画研修を実施しました。	引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。
ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、万が一、ハラスメントが発生した場合には、苦情相談窓口が迅速に対応し、的確な問題解決を図ります。	ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置及び相談体制を周知するとともに、意識啓発用のポスターの掲出及びパンフレットを配布し、職員に意識の浸透を図りました。 また、ハラスメント苦情処理委員会及び相談窓口の設置により、職員からの苦情相談に迅速に対応し、具体的な解決に導く体制を整備しました。	引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、万が一、ハラスメントが発生した場合には、苦情相談窓口が迅速に対応し、的確な問題解決を図ります。
<p>【人事課】 職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。</p> <p>【人材育成推進担当】 職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。</p>	<p>【人事課】 職層研修において、男女平等についての正しい知識の浸透を図るとともに、管理監督者が自ら果たすべき役割の認識を深める研修を実施しました。</p> <p>【人材育成推進担当】 職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修を実施しました。</p>	<p>【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。</p> <p>【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。</p>

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	150 女性職員の活躍促進 【人事課】 【人材育成推進担当】 女性職員の活躍促進をテーマとした講演会、キャリアアップガイダンス等を実施することで、昇任意欲の喚起を図ります。また、係長職昇任選考における指名制も活用し、女性職員の活躍を促進します。
		2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	151 男性職員の育児参加の推進 【人事課】 港区職員子育て支援プログラムに基づき、男性職員の育児参加を積極的に進めます。 152 長時間労働改善の取組推進 【人事課】 ノー残業デーやエンジョイ・マイライフ週間の設定、職務配分の見直しなど長時間労働の解消に向けた取組を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
	3 計画推進体制の充実	1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を制作し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。
		2 組織の連携	154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化 【人権・男女平等参画担当】 区の男女平等参画施策の推進に関し協議します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
<p>【人事課】 全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、希望する職員を対象に「女性のためのキャリアアップガイダンス」を実施します。 また、女性職員の管理監督者への登用を促進するため、本年度の係長職昇任選考（指名制）において、10名程度の指名に取り組みます。</p> <p>【人材育成推進担当】 全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、希望する職員を対象に「女性のためのキャリアアップガイダンス」を実施します。</p>	<p>【人事課】 平成27年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づく、特定事業主行動計画として、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」を、区の現状分析と課題抽出を踏まえて策定しました。このプランにおいて、平成32年度までに女性の管理職の割合を30%程度とすることを旨とするという数値目標を掲げました。また、平成28年3月に、外部講師による女性職員の活躍推進に向けた講演会を開催するとともに、昇任選考の受験資格者を対象としたキャリアアップガイダンスを開催しました。</p> <p>【人材育成推進担当】 全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、昇任選考対策ガイダンスの中で「キャリアアップ」に対する不安や疑問に管理監督者が回答し、昇任に対する不安を払拭する場を設けました。</p>	<p>【人事課】 「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、平成28年4月に施行された改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、目標管理型人事評価制度を効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感や成長の実感が得られるよう取組を進めます。</p> <p>【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、昇任選考対策ガイダンスの中で、昇任に対する不安や疑問に答えます。</p>
<p>港区職員子育て支援プログラム及び子育てハンドブックの周知を通して、男性職員の意識啓発を図り、男性の育児休業取得率10%の達成に向けて取り組みます。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画である「港区職員子育て支援プログラム」を、平成27年9月に施行された女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と一体的に整備し、仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備や男性職員の育児参加をより一層推進するため、「港区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」を平成28年3月に策定しました。また、男性の育児休業取得率13.6%を達成しました。</p>	<p>男性職員の育児参加を一層推進するため、平成32年度までに、配偶者の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率80%、男性の育児休業取得率15%以上を目指して、意識啓発、組織風土の醸成を進めます。</p>
<p>時間管理意識とワーク・ライフ・バランスの浸透を図る一環として、各所属が設定する定時退庁週間であるエンジョイ・マイライフ週間（年4回実施）について、実施率80%の達成をめざして取り組みます。</p>	<p>超過勤務縮減に向けた意識啓発として、4月に「ノー残業デー及びエンジョイ・マイライフ週間の実施について」の通知を发出し、取組を進めましたが、実施率は50%程度に留まり効果を上げることはできませんでした。一方、10月から夜間の会議・窓口延長等に対応した時差出勤制度を新たに導入し、超過勤務縮減とワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を強化しました。</p>	<p>引き続き、時間管理意識とワーク・ライフ・バランスの浸透を図る一環として、各所属が設定する定時退庁週間であるエンジョイ・マイライフ週間（年4回実施）について、実施率80%の達成をめざして取り組みます。</p>
<p>【区長室】 CATVを活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行います。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報みなどで定期的に啓発コラムを掲載するほか、男女平等参画情報誌オアシスで男女平等参画社会の実現に向けた記事を紹介します。</p>	<p>【区長室】 CATVを活用し、「人権週間」の紹介をするなど、男女平等参画社会に向けた啓発番組を制作しました。また、他の番組制作においても、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」については前年度に施したレイアウトの変更をうまくとり入れた新紙面で、年4回発行しました。リーブラの講座や事業等の紹介を通じて、出会うことのできた講師や関係者へのインタビュー、出前研修を実施した企業担当者を実施後の効果について聞くなど、関係者の生の声を掲載することを心がけました。</p>	<p>【区長室】 CATVを活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行います。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、レイアウトやデザインを中心に、継続して改善に取り組めます。たくさんの人に手に取ってもらうような情報誌となるように工夫します。</p>
<p>男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。</p>	<p>男女平等参画行政推進会議を1回開催し、効果的な運営を図ることにより庁内の連携を強化し、全庁的に男女平等参画行動計画を推進しました。</p>	<p>男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。</p>

		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	2 組織の連携	155 男女平等参画の視点での施策の見直し 【人権・男女平等参画担当】	区の施策をすべて男女平等参画の視点で見直します。
			156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表 【人権・男女平等参画担当】	条例に基づく男女平等参画行動計画を策定します。さらに目標達成の検証を含めた年次報告を作成し公表します。
			157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】	在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、各事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。 (前回調査:平成25年度実施)
	4 区民・企業・教育機関等との連携	1 区民・企業・各種団体等との連携	158 男女平等参画推進会議の充実 【人権・男女平等参画担当】	区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人の委員で構成する港区男女平等参画推進会議において、行動計画その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議していきます。
			159 区民・団体等への支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画に取り組む区民・団体の活動に対して男女平等アシストプラン等で活動資金を助成します。
			160 NPO活動助成事業 【地域振興課】	みなとパートナーズ基金を活用し、区内で活動するNPOやボランティア団体が行う公益活動に対し、その経費の一部を助成します。

平成27年度目標	平成27年度実施・進捗状況	平成28年度目標
すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画各課ヒアリングの場を設けるなど、積極的に取り組みます。	すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について各課ヒアリングの場を設ける等、積極的に取り組み、着実に実施しました。	すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画各課ヒアリングの場を設けるなど、積極的に取り組みます。
男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。	男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう、人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たしました。計画どおり年次報告書を発行しました。	男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。
次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成31年に調査を実施します。	平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成27年度は事業を実施しませんでした。	次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成31年に調査を実施します。
男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。	男女平等参画推進会議を4回開催しました。「港区男女平等参画行動計画（平成22年度～26年度）平成26年度事業実績の評価について」及び「港区男女平等参画行動計画（平成22年度～26年度）の評価について（総括）」の諮問に対し、答申を受けました。	男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。
男女平等アシストプランを含めた助成金制度を「助成事業（パートナーシップ事業）」として統合しました。前年度中に実施した審査結果に基づき、区民団体活動への助成金による支援のほか、区民の手による男女平等参画の推進が広がるよう、事業推進のノウハウやスキルの伝達等を通じて成長と発展を支援します。	団体育成支援事業は、金額の異なる3種に統合（ホップ、ステップ、ジャンプ）しました。ホップ（2）、ステップ（1）、ジャンプ（2）の合計5件を採択しました。なお、来年度については、申込総数が17件で、一次の書類審査、二次の質疑応答の二段階審査とし、結果5企画の実施が決定しました。	平成27年度に採択された、実施者に対し、事業を実施する上で、入念な指導・確認・助言を行うことで男女平等参画を自主的に推進できる団体として育成できるように支援します。
引き続き、NPO活動助成事業への申請団体の活動を団体ヒアリング等の審査段階から男女平等参画の視点を持って審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。	平成27年度、男女平等参画に関係する団体のNPO活動助成事業への応募はありませんでしたが、各団体に対して男女平等参画等の視点に立った運営をするよう注意喚起を行いました。 応募団体数：7団体 助成団体数：6団体	引き続き公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点を持って審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。

第 Ⅲ 部

港 区 男 女 平 等 参 画 推 進 会 議 答 申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～
32年度）平成27年度事業実績の評価について

答 申

平成28年6月29日
港区男女平等参画推進会議

1 平成27年度事業実績評価の実施について

(1) 事業評価の意義

平成16年4月1日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の6つの基本理念を掲げています（条例第3条）。

- 1 人権尊重と性別による差別の解消
- 2 社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
- 3 意思決定過程での男女の平等参画
- 4 男女の家庭生活と社会生活の両立
- 5 生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
- 6 教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第12条）、それに基づいた事業を平成17年度から実施してきました。

事業評価は、平成27年3月に策定された第3次港区男女平等参画行動計画「一広げよう 男女平等」（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第16条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行ったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

(2) 事業評価の対象

平成27年3月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の4つの目標が設定されています。

- 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位置づけ、第三者評価の対象としています。

今年度の事業評価は、8つの責任項目に属する30事業の平成27年度における取組について評価しました。

【責任項目】

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 男性の家庭・地域への参加のための支援
- 3 審議会等委員の男女バランスへの配慮
- 4 女性の就労支援
- 5 幼少期からの男女平等参画の推進
- 6 暴力防止教育と啓発
- 7 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

(3) 事業評価の方法

今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。

評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の6段階で評価結果を表現し、どの段階にあるのかを判断しました（従来は「達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」の4段階、今回から改変）。続いて、それぞれの責任項目に対する達成度を示すため、責任項目に属する複数の事業について総合評価を行いました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価基準を踏まえています。

具体的な作業は、男女平等参画推進会議を2つの作業部会に分け、第一作業部会は新田委員が部会長に、第二作業部会は大槻委員が部会長となり各事業の評価を全委員で議論し、その結果を最終的な評価としました。なお、港区の評価の特徴は各事業の評価理由を具体的に示しているところですが、これは各作業部会における議論により決定しています。

(4) 事業評価の結果

今回の事業評価結果は、責任項目8項目のうち「おおむね達成」が4項目、「達成半ば」が4項目であり、「ほぼ達成」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。6年間の行動計画の初年度の段階で、全ての項目が「おおむね達成」もしくは「達成半ば」であり、不十分の項目が見られないことは、行動計画が順調に始動したことを示すものであると考えます。

今回「おおむね達成」であった責任項目については、「ほぼ達成」を、「達成半ば」であった責任項目については、「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指してください。

責任項目下の個別の事業については、「ほぼ達成」が1事業、「おおむね達成」が17事業、「達成半ば」が10事業、「不十分で課題がある」が2事業となっており、全30事業のうち6割の事業が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の状態にあります。「不十分で課題がある」と判断された2事業については、今後課題の検証と解決に向けた一層の取組が必要です。また、「ほぼ達成」もしくは「達成半ば」の事業についても、これまでと同じように取組を継続すれば十分であるとは限りません。担当課において、絶えず男女平等参画の視点で取組の意義及び取組がもたらす効果について意識し、これまで以上に効果的な取組を行うことが必要です。

責任項目5「幼少期からの男女平等参画の推進」については、行動計画で新たに責任項目と位置づけられたということもありますが、全体的に評価を行う上で多少の困難を伴いました。今後、評価基準及び評価の視点を再確認して、担当課の的確な回答を引き出しやすくする必要があります。

今後の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議が事業評価に際して行った議論をまとめた「評価理由等」を参考にしていきたいと考えます。

港区男女平等参画推進会議は、今後、行動計画の目標の実現に向けて、これまで以上に積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目

1

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

課題 1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

○ 評価基準

1. ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの必要性・重要性をアピールできましたか。
2. 最新の情報提供に努めていますか。
3. 資料の配布方法、関係機関との連携など、より効果的・効率的な情報提供にむけて工夫しましたか。
4. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度が定着するなど、多くの事業で工夫しながら取組が進められています。しかし、きめ細かい広報・啓発などの面で、取組に改善の余地があると考えられます。取組の充実に向けて、今後の更なる工夫を期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目標をより具体的に設定していることについては、評価できます。毎年度、新規認定企業数5社前後を維持しており、他の自治体に比べて認定制度が順調に実施されているものと認められます。 ・その一方で、認定期間終了後に更新認定に至らなかった企業もありました。今後はその原因を分析して、区で解決に向けた対応が可能であれば、改善につなげてください。
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別簡易型総合評価方式による入札の際のワーク・ライフ・バランス推進企業点について、加点を1点から2点に増やしたことは評価できます。 ・契約希望事業者に対する働きかけとして、パンフレットを窓口に配置するだけでなく、契約管財課と人権・男女平等参画担当、商工会議所などの他団体、他部門がさらに連携を強化して取り組む必要があります。また、事業者に対する聞き取り調査など、働きかけの効果の検証を適切に実施してください。 ・区との契約希望事業者について、区のワーク・ライフ・バランス推進企業に限定せず、東京都や国による認定事業者の状況も分かるようにしてください。

事業名	評価	評価理由等
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けの出前講座については、多彩なテーマで設定しており、企業のニーズに対応できていると認められます。出前講座の参加者数の増加を図る観点から、必要に応じて講座開設数の増加や有料講座の実施方法を工夫することを提案します。 出前講座実施企業に対するフォローアップ調査を実施して、講座が企業における取組の改善に結びついているかどうかを確認できるようにする必要があります。 労働法等に関するセミナーについては、ワーク・ライフ・バランスの視点を強調した内容での実施を期待します。
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 前年度以前に引き続き、「ポケット労働法」の配布効果についての具体的な検証がなされていません。冊子にアンケートはがきを差し込む等の工夫がなされることを期待します。 今後も工夫を図りながら、関係法令や各種制度の周知のための取組を継続して実施することを期待します。
5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスハンドブックについて、内容を工夫するとともに、講座参加者から寄せられた意見を踏まえて改善を図っている点は評価できます。 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、冊子の普及・活用の面で、今後さらに工夫がなされることを期待します。
6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなとワーク・ライフ・バランスフォーラム」をはじめ、経営講座や経営セミナー、個別相談会といった様々な事業が展開されていることは評価できます。今後、取組の更なる充実を期待します。 今後はフォーラムやセミナー等の参加者（企業）に対してアンケート調査を実施し、満足度や参加後の具体的な変化を把握する必要があります。

責任項目
2

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
課題 5 男性の家庭・地域への参加促進
施策の方向2 男性の家庭・地域への参加のための支援

○ 評価基準

1. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等について、広報・周知できましたか。
2. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等を利用しやすくするための工夫を行いましたか。
3. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<p>男性の家庭・地域への参加が進みつつある中で、区として男性向けの各種講座の内容の工夫や、企業に対する奨励金制度の見直し等が行われています。今後は様々な関係機関と連携を図るとともに、社会の動向を踏まえた上で、男性に対する周知の強化などを通して、取組が更に充実することを期待します。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
60 男性向け講座の充実 《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象とした講座への参加者の増加に向けた取組が必要です。現在、男女平等参画センター講座として実施されていますが、今後は地域の各種団体や学校との連携も視野に入れた取組も検討し、男性が参加しやすい環境づくりを進めてください。
61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業の初年度において、各種奨励金制度の広報・周知に積極的に取り組んでいることは評価できます。 ・「子育て支援奨励金」の実績が0件であることについては、制度改正に伴う一時的なものとして理解できますが、これ以外の奨励金の実績が少数にとどまっていることは課題です。奨励金制度の利用実績の増加に向けて、事業者に対する意欲的な周知・啓発と、事業者が制度を利用しやすくするための支援（説明会の開催等）が必要です。

責任項目
3

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
施策の方向1 **審議会等委員の男女バランスへの配慮**

○ **評価基準**

1. 区の政策・方針決定過程に男女がともに参加できるための工夫をしましたか。
2. 審議会担当課と関係課が連携して、女性の参加率向上のための取組を進めましたか。
3. 女性の参画状況について、データを収集して検証しましたか。

● **総合評価**

評価	評価理由等
A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<p>審議会開催時の一時保育の実施や審議会の夜間開催など、区の政策・方針決定過程に、性別にかかわらず参加できるようにするための工夫を図っている点は評価できます。今後、充て職制など審議会委員の選出方法の見直しや、審議会委員の男女比の偏りの解消に向けた取組を更に進めることを期待します。</p>

● **事業別評価**

事業名	評価	評価理由等
62 審議会等委員の女性参画の推進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 女性委員比率の低下や女性委員が不在とならないように、充て職制を見直すなど、審議会委員の選出方法の改善に向けた取組が求められます。また、委員の公募に当たっては、女性が応募しやすくなるような、より効果的な工夫が求められます。 • 審議会によって男女比の偏りが見られるため、これを解消することも重要です。既に女性委員比率が40%を超えている審議会については、比率を50%に近づけるべきです。
63 性別にかかわらず参加できる工夫	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保育の実施や審議会等の夜間開催など性別にかかわらず参加できる工夫を行っていることが認められます。一時保育については延べ372件の利用実績があり、引き続き性別によって審議会等への参加を妨げる要因を取り除く取組を継続して実施していくことを期待します。

責任項目
4

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
課題 2 働く場における男女平等参画の推進
施策の方向1 女性の就労支援

○ 評価基準

1. 女性の就職・再就職・起業支援事業の内容と意義について、広報・周知に努めましたか。
2. 講座等への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 事業の効果をデータ等によって検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<p>女性の再就職支援講座や起業支援講座については、対象者のニーズに沿った内容で実施されている点を評価します。今後、区によるこうした講座が女性の再就職や起業に真に結びついているのかどうか、検証する必要があります。また、起業支援については、開業後、事業が軌道に乗るまでの一定期間についても支援対象とするなど、より効果に結びつきやすいような取組が行われることを期待します。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
67 女性の就職・再就職支援	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 女性のための再就職準備講座、女性のための再就職セミナーが実施されており、意欲的な参加者が集まっているものと考えられます。参加者数の更なる拡大を期待します。 • 事業の効果を測定するためには、講座の参加者数に加え、講座受講後に実際に再就職した人数がどれくらいであるのかを確認する必要があります。今後はこうしたデータを把握するようにしてください。
68 女性の起業支援《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 女性の起業に向けて、様々な角度から支援講座が行われており、参加者も多い点は評価できます。 • 支援講座については、次年度以降も内容を工夫しながら実施を続けることを期待します。

責任項目

5

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
 課題 4 教育の場における男女平等参画の推進
 施策の方向1 幼少期からの男女平等参画の推進

○ 評価基準

1. 男女平等の視点に立った保育・教育を推進するため、関係機関同士が連携して取り組むなど工夫をしていますか。
2. 研修や講座への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 啓発冊子やポスター等で男女平等教育に対する啓発・周知を行っていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	子どもに関わる教職員に対する研修や意識啓発など、幼少期からの男女平等参画の推進に向けた各種取組が行われています。しかし、子どもと直接関わる小中学校等の現場において、具体的にどのような意識の下で取組が行われているのか、取組がどのような成果をもたらしているのか、判断としない面があります。次年度以降は、取組の充実を心がけるとともに、こうした情報が整理され、提示されることを期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の親向けの講座や、区内の保育園・幼稚園を対象とした出前講座が複数回実施されており、この事業の目標（講座等を年間1回以上開催する）自体は達成されています。 ・この事業については、当初設定した目標の水準がやや低目であったと考えます。次年度はより高い水準の目標設定を心がけて、取組の推進を図ることを期待します。
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なテーマで多くの研修機会を用意している点は評価できます。参加状況も良好であり、今後もぜひ継続して取り組んでください。 ・区内の認証保育所や認可外保育施設等に所属する保育士のスキルアップの状況が分かりません。区として働きかけやスキルアップの機会の提供ができるのであれば、対応することを期待します。 ・事業の進捗状況を測る上で、対象別の研修回数など、分かりやすい指標を事業目標として設定することを提案します。

事業名	評価	評価理由等
86 学校教育における男女平等教育の推進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育における男女平等教育を推進する上で、教職員向けの各種研修は行われています。しかし、研修の成果を受講者がそれぞれの職場でどのように反映させているのかが分かりません。担当課が各学校の状況を確認した上で、次年度の評価に活かすような仕組みを整備してください。 • 次年度以降の評価に際しては、年間指導計画など、各学校における具体的な取組が把握できる資料を準備してください。
87 ふれあい体験の充実	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 各学校において、どのような意識の下でふれあい体験が行われているのかが分かりません。 • 各年度の事業目標については、計画最終年度に目指すべき状態を見据えた上で、その実現に向けた段階と位置づけて設定してください。
88 性教育の推進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 各学校において、性教育をどのように工夫して実施しているのかが分かりません。次年度は各学校における具体的な取組が把握できる資料を準備してください。
89 生活力を身につける教育の実践	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 生活力を身につける教育に関して、担当課が各学校にどのような指導を行っているのか、各学校でどのような取組が行われて効果を挙げているのかが分かりません。次年度は、それぞれを整理して、具体的な取組内容を示してください。 • 子どもが性別役割分担にしばられず、自立した生活を行うということは、重要なことです。こうした点について、各学校で意識的に指導が行われることを期待します。
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 年3回の人権研修会実施という事業目標は達成されています。 • 一方、研修等を通じて、教職員の人権感覚・人権意識がどのように向上したのかが分かりません。次年度は人権尊重教育推進校における取組結果など、具体的な取組内容を示してください。
91 私立学校への働きかけ	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • 区と私立学校全体で定期的に意見交換等を行う機会がないため、私立学校に効果的に働きかけることが難しい面が見受けられます。 • 今後は、区と私立学校が協力して実施するイベント等の機会を捉えるなど、様々な角度から私立学校へのアプローチを図るようにしてください。

責任項目

6

目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
 課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
 施策の方向1 暴力防止教育と啓発

○ 評価基準

1. 教育・啓発の対象を明確にしつつ、より広く多くの人々が「教育・啓発」を受けるための工夫をしていますか。
2. 関心の低い人も含めて区民に向けて配布物などや必要な情報を届けるための工夫をしていますか。
3. 実施された教育・啓発事業、配布されたパンフレットなどに関する区民からの問い合わせや意見を収集・対応するために庁内が連携していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	DVに対する意識啓発を効果的に行うため、工夫を続ける必要があります。特に、パンフレット・リーフレットの配布場所の拡大や関係機関への周知を徹底するとともに、女性用トイレなど人目に付かない場所への配置も検討してください。 若年者への啓発に関しては、中学生対象の出前講座を教育機関へ積極的に周知し、出前講座の実績が増加することを期待します。また、啓発にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用することについても、検討する必要があります。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> • DVに関する意識啓発を目的とした講座については、男性参加者が大幅に増加するなどの改善が認められます。 • パネル展については、展示内容を説明する説明員の配置が必要であるほか、パネル展への集客を念頭にワークショップを実施する際は、パネル展に関連する内容を盛り込んだり、パネルの内容について説明を行うことが重要です。 • 集客を目的としてワークショップを実施したにもかかわらず、参加者数は十分と言えないため、より魅力的な内容となるよう、検討が必要です。 • パンフレットについては、カウンターにわかりやすく置くだけでなく、女性用トイレなど人目に付かない場所にも配置することを提案します。

事業名	評価	評価理由等
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 外国語版のリーフレットを増刷していることや、DV関連の問い合わせがあった際にリーフレットを手渡していることは評価できます。今後、関係機関への周知を積極的に行うことが求められます。
108 デートDVに関する意識啓発《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座については、今後実績を増やしていくことを期待します。そのためには、教育機関等に対して周知・広報を積極的に行っていく必要があります。 リーフレットについては、引き続き配布場所の拡大と関係機関への周知を行ってください。 デートDVに関する意識啓発を効果的に行うためには、中学生を対象に内容を練った出前講座の実施や、SNSの活用について検討する必要があります。

責任項目 7

目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化

○ 評価基準

1. DV被害者の心身の回復をサポートするために、様々な関係機関や民間の専門機関との連携を活かした支援が行われていますか。
2. 相談から自立まで必要な情報を当事者に届けるための工夫がされていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<p>相談員の質の向上や、関係機関との連携体制の強化により、DV被害者の自立に向けた支援体制が強化されつつあります。今後は、被害者が自身の受けている暴力について躊躇せずに相談できる状態を目指すとともに、被害者一人ひとりが意識する「自立」の在り方を考慮しながら、引き続き支援体制を強化することを期待します。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
119 相談から自立までの一貫した支援	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を強化しながら、DV被害者を適切に支援できているものと認められます。今後、就労に限らず多様な自立の在り方を踏まえた支援について意識するとともに、DV被害者が自身の受けている暴力等について躊躇せずに相談できるよう、周知・啓発に一層取り組んでください。
120 加害者更生プログラムの情報提供	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者に対して適切に情報提供を行っている点は評価できます。引き続き、DVの再発防止に役立つ情報提供を行ってください。 ・DV加害者の多くは当事者意識が低いため、男性のための悩み相談等を活用し、自身が加害者である、もしくは加害者になり得るといった認識を持たせることによって、DVの再発防止や予防に取り組むことも重要です。

事業名		評価	評価理由等
121	相談員の体制と研修の充実	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士のスーパーバイズを年間12回行っているなど、研修機会の充実が認められます。今後は、研修に対する相談員からの評価や、研修を受けた効果の把握を行い、研修内容の充実に努めてください。 引き続き、配偶者暴力相談支援センター所管課の職員がDVに関する意識を高めて、相談員と密接に連携する仕組みづくりを進めてください。
122	NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 港区から他の自治体に避難するDV被害者を適切に支援できるよう、日頃から他の自治体の相談員との関係構築を図り、情報交換を行っていることは評価できます。今後も、婦人相談員連携会議への積極的な参加や、他府県の情報の収集・整理に取り組むことを期待します。

責任項目
8

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

課題 1 拠点施設リーブラの充実

施策の方向1 区民に親しまれる施設としての機能の充実

○ 評価基準

1. 男女平等推進の拠点施設としてのリーブラ（及びリーブラで行われている事業）をより多くの人に知らせる工夫をしていますか。
2. 利用者の意識向上、活動団体の育成などに効果的な支援を行っていますか。
3. 行政と連携し、区内の企業・大学・NPOなどと連携し地域づくりに寄与していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>－ 未実施</p>	<p>リーブラの利用者数が前年度実績を大幅に上回っている一方で、登録団体のうち推進団体の数が減少しています。利用者の男女平等参画に対する意識の向上やリーブラの継続利用につながるような取組、他団体との有機的な協働によるイベントの開催等を進めるとともに、推進団体の増加に向けて、登録要件の見直しを検討する必要があります。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>－ 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラの年間利用者数が平成 26 年度と比べて 12,000 人以上増加しており、計画目標（5,000 人増）を大幅に上回っています。今後は、利用者の男女平等参画に対する意識を高めたり、リーブラの継続利用につながるような取組を実施してください。
140 区民・団体の活動支援	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>－ 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習団体については平成 26 年度と比べて 11 団体増加したものの、推進団体については 4 団体減少しており、計画目標（登録団体を各年前年比 10 団体増）は達成されませんでした。 ・計画目標の達成に向けて、推進団体として登録することのメリットを大きくしていくことが必要です。また、団体の登録要件についても見直しを検討する必要があります。
141 区民・団体の活動との連携	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>－ 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センターと連携した大規模イベントの実施、運営協議会の開催（目標 11 回開催を達成）、助成事業の採用団体数（目標 6 団体に対して 5 団体採用）など、様々な取組が展開されています。 ・他の団体と連携したイベント（リーブラフェスタ等）を実施する場合、単に開催日をそろえるだけではなく、それぞれの団体の特色を生かしながら、催しを共同で実施することにより効果的に男女平等参画を推進する工夫が必要です。

審議経緯

会議回数	開催日	内容
第1回	平成28年5月24日	諮問 第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成27年度事業実績の評価について検討 作業部会開催
第2回	平成28年6月1日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成27年度事業実績の評価について検討 作業部会開催
第3回	平成28年6月21日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成27年度事業実績の評価について検討 作業部会開催
第4回	平成28年6月29日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成27年度事業実績の評価について検討 答申

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：平成26年7月16日～平成28年7月15日)

区分	氏名	所属など	
学識経験者	◎ 稲葉 昭英	慶応義塾大学教授	
	大槻 奈巳	聖心女子大学教授	
	新田 香織	特定社会保険労務士	
区内の男女平等参画関係団体に属する者	谷向 敬子	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会
	榮 健	教育	NPO法人 みなと授業錬成アカデミー
	○ 佐藤 千里	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会講師
	南 朗子	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター 事務局長事務取扱
	長尾 哲治	雇用	港区商店街連合会
	長田 明	メディア	株式会社 テレビ朝日広報局 お客様フロント部部长
公募区民	市川 恵子	公募区民	
	小池 玲子	公募区民	
	雑賀 成元	公募区民	
	田中 玲子	公募区民	
	藤森 京子	公募区民	
	宮口 高枝	公募区民	

◎は会長、○は副会長

資 料

1 港区男女平等参画条例

平成 16 年 3 月 19 日

条例第 3 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 基本的施策等（第 9 条—第 14 条）

第 4 章 港区男女平等参画推進会議（第 15 条—第 18 条）

第 5 章 苦情等の申出（第 19 条—第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条）

付則

私たちは、すべての人が人権を保障され、性別により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時にすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 三 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- 四 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての人の人権を尊重し、性別による差別的取扱いの解消を図ること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、すべての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。
- 三 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 四 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。
- 五 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 六 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

(区の責務)

第 4 条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。
- 3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待(児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。)その他の暴力的行為(精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。)をしてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策
- 二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策
- 三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行う施策
- 四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策
- 五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策
- 六 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第10条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について、第12条第1項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第 11 条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第 12 条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第 15 条に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 13 条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第 14 条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第 4 章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第 15 条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 16 条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

2 区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

(任期)

第 18 条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第 19 条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる。

- 一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項

- 三 苦情等の申出の処理に関する事項

(苦情等の処理)

第 20 条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

(苦情処理委員の所掌事項)

第 21 条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

- 一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。
- 二 第 19 条第 1 項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。
- 三 第 19 条第 1 項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

(定数等)

第 22 条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第六章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 5 章の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

2 港区男女平等参画条例施行規則

平成十六年三月三十一日

規則第十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号。以下「条例」という。)第二十三条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(男女平等参画推進会議)

第三条 条例第十七条に規定する港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 三人
 - 二 区内の男女平等参画関係団体に属する者 六人
 - 三 区民のうちから公募により選定した者 六人
- 2 推進会議に、会長及び副会長を置く。
 - 3 会長は、委員の互選より選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。
 - 4 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員(会長及び副会長を含む。次項及び第四項において同じ。)の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 6 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(苦情処理委員)

第五条 区長は、条例第二十二條第一項の規定に基づく港区男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)の委嘱に当たっては、女性及び男性をそれぞれ一人以上選任するものとする。

- 2 区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 3 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方法)

第六条 条例第十九條第一項の規定による苦情及び相談の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、苦情等処理申出書(第一号様式)により行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、口頭で苦情等の申出をすることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭で苦情等の申出をする場合は、区長は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査及び処理)

第七条 区長は、前条の苦情等の申出があったときは、苦情処理委員に対し、苦情等の申出の調査及び処理(以下「調査等」という。)を依頼するものとする。

- 2 前項の依頼を受けた苦情処理委員は、必要があると認めるときは、速やかに当該苦情等の申出の調査等をするものとする。この場合において、苦情等の申出の内容により必要と認めるときは、合議体を構成して調査等を行うことができる。
- 3 区長は、調査等を依頼した苦情等の申出が、条例第十九條第二項第一号又は第二号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査等の中止を依頼するとともに、調査中止通知書(第二号様式)により申出をした者(以下「申出者」という。)に通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第八条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、当該苦情等の申出に係る区の機関又は関係者に対し、調査開始通知書(第三号様式)により通知するものとする。ただし、条例第十九條第一項第二号に係る苦情等の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

- 2 苦情処理委員は、区の機関又は関係者に対し、当該苦情等の申出に係る説明又は資料の提出を求めることができる。

3 苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書(第四号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の通知を受けた関係者は、当該申出者に対し、苦情等の申出を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(是正の勧告等)

第九条 苦情処理委員は、条例第二十一条第二号に規定する是正の勧告又は改善意見の表明(以下「是正の勧告等」という。)をする場合には、是正勧告等通知書(第五号様式)により区の機関に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、条例第二十一条第三号に規定する助言、指導、是正の要請又は意見の表明(以下「助言等」という。)をする場合には、助言等通知書(第六号様式)により関係者に通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

3 苦情処理委員は、是正の勧告等又は助言等をする必要のない場合は、その旨を速やかに、区の機関又は関係者に通知するものとする。

(調査結果等の通知)

第十条 苦情処理委員は、苦情等の申出について調査等が終了したときは、速やかに調査結果報告書(第七号様式)により区長にその結果を報告するものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、速やかに調査等の結果を、当該申出者に対し調査結果等通知書(第八号様式)により通知するものとする。

(是正その他の措置の報告)

第十一条 区の機関は、是正の勧告等を受けた場合は、当該是正の勧告等に係る措置結果を是正措置報告書(第九号様式)により区長に報告しなければならない。

(庶務)

第十二条 推進会議及び苦情処理委員の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

付 則(平成一六年九月三〇日規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成一八年三月三一日規則第五四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則(平成二二年三月二九日規則第三一号)

この規則は、平成二二年四月一日から施行する。